

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月28日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中谷 友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	堂島 孝太
【電話番号】	03-6700-4111
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	資産形成ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

資産形成ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②当初の1口当たり元本は1円（1万口当たり元本金額は1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

上限 1,000億円

※上記金額には、申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

取得申込日がニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合は、取得申込の受付は行いません（この場合、収益分配金の再投資にかかる追加申込に限ってこれを受付けるものとします。）。

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

①かかりません。

②分配金再投資コース※の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

（６）【申込単位】

①販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合わせください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。

※販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

（７）【申込期間】

2026年8月29日から2027年2月26日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社については下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、当該申込にかかる追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「（８）申込取扱場所」をご参照下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

年1回（11月30日。休業日の場合は翌営業日）

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①資産形成ファンドは、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券インデックス・マザーファンド（以下、総称してまたは各マザーファンドを「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象として運用を行います。
- ②当ファンドは一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産（ 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

- 追加型**
 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 内外**
 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 資産複合**
 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分固定型）））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス：<https://www.imaj.or.jp/>）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限 1,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1. 主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田

欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の伝統的資産（株式・債券）に分散投資を行うことにより、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。株式、公社債に直接投資する場合があります。

2. 基本資産配分比率は、明治安田アセットマネジメント株式会社の年金運用にて長年培われてきたアセットアロケーション手法を活用し、決定します。基本資産配分比率は原則として年1回見直します。

3. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

＜明治安田アメリカ株式マザーファンド＞

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

＜明治安田欧州株式マザーファンド＞

原則として行いません。

＜明治安田アジア株式マザーファンド＞

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

＜明治安田外国債券インデックス・マザーファンド＞

原則として行いません。

（２）【ファンドの沿革】

2008年12月1日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2010年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、「安田外国債券インデックス・マザーファンド」から「明治安田外国債券インデックス・マザーファンド」へ、「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、「安田アジア株マザーファンド」から「明治安田アジア株式マザーファンド」へ、ファンド名変更

2011年4月1日 明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除

2023年8月30日 販売手数料の無料化および当ファンドを「つみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）」の適用対象とするための約款変更を実施

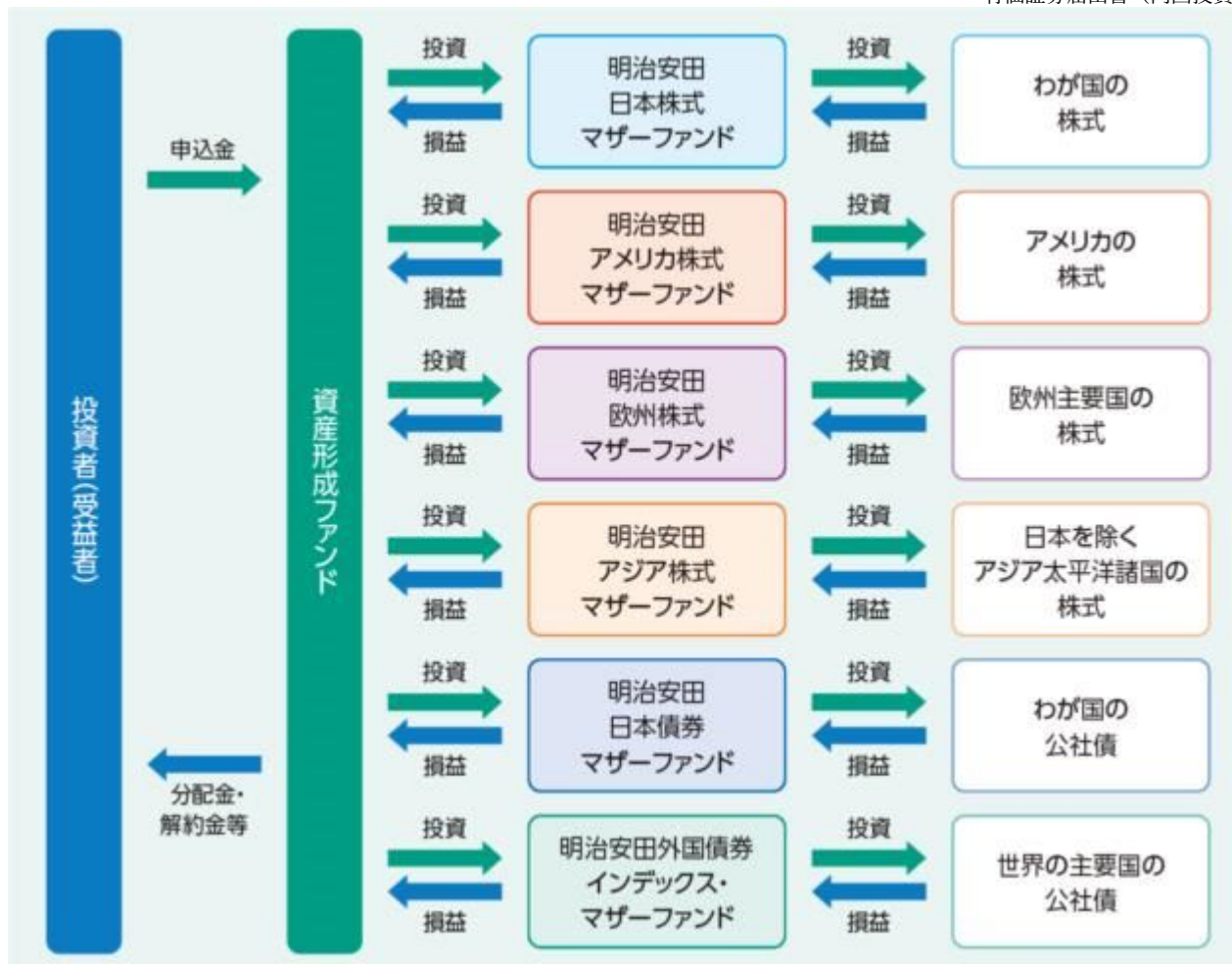
2024年3月1日 「楽天資産形成ファンド」から「資産形成ファンド」へファンド名を変更

当ファンドのマザーファンドである、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンドおよび明治安田日本債券マザーファンドについては2000年1月28日に、明治安田アメリカ株式マザーファンドについては2000年4月25日に、明治安田アジア株式マザーファンドについては2002年9月30日に、明治安田外国債券インデックス・マザーファンドについては2008年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②委託会社およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者）： みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）

3. 販売会社

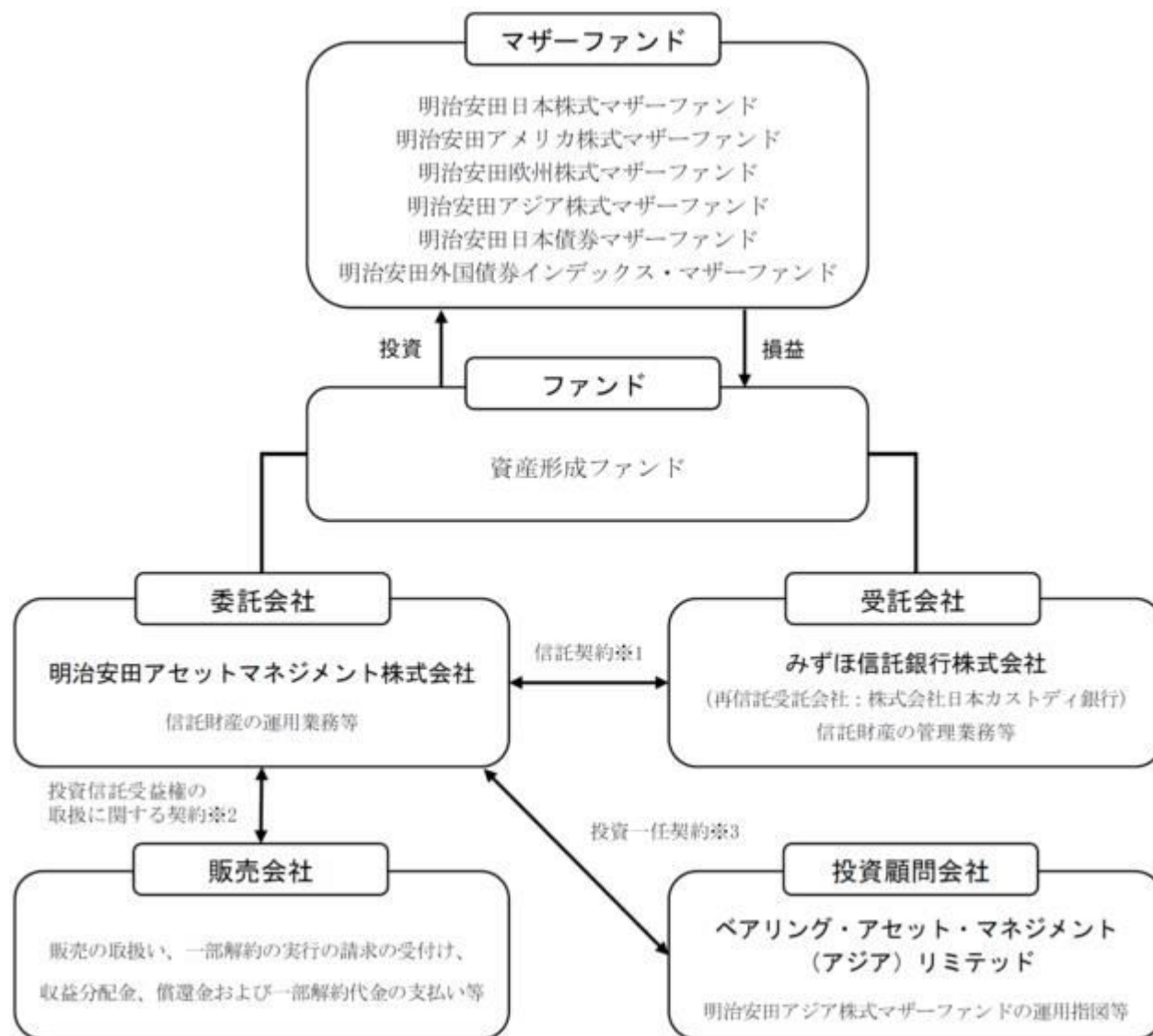
募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

4. 投資顧問会社

「ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッド」

（「ベアリング社」ということがあります。）

「明治安田アジア株式マザーファンド」の運用の指図を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

※3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円
2. 委託会社の沿革

1986年11月：コスモ投信株式会社設立
 1998年10月：ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 2000年2月：商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 2000年7月：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 2009年4月：商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 2010年10月：安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券インデックス・マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式、公社債に直接投資する場合があります。

③投資態度

- 日本を含む世界の伝統的資産（株式・債券）に分散投資を行うことにより、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。
- 基本資産配分比率は、明治安田アセットマネジメント株式会社の年金運用にて長年培われてきたアセットアロケーション手法を活用し、決定します。なお、基本資産配分比率は原則として年1回見直します。
- 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。
 「明治安田アメリカ株式マザーファンド」
 原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
 「明治安田欧州株式マザーファンド」
 原則として行いません。
 「明治安田アジア株式マザーファンド」
 原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
 「明治安田外国債券インデックス・マザーファンド」
 原則として行いません。
- 対象インデックスとの連動を維持するため、明治安田外国債券インデックス・マザーファンドを通じて実質投資比率が100%を超える場合があります。
- 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、前記の運用と異なる場合があります。

■マザーファンドの運用手法

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
--------	--------------	------

明治安田 日本株式 マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	S&P500指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
明治安田 欧州株式 マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘柄を投資対象とし、当社独自のクオンツモデルにより多面的な個別銘柄分析を行いポートフォリオを構築します。パフォーマンス分析およびリスク管理によりポートフォリオのリバランス等を行います。
明治安田 アジア株式 マザーファンド	ベアリング・ アセット・マネジメント (アジア) リミテッド	アジア諸国および企業の、成長性、流動性、通貨、マネージメント、およびバリュエーションの調査を行いつつ、ポートフォリオの構築を行います。
明治安田 日本債券 マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	デュレーション・リスクを限定的に留め、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。
明治安田 外国債券 インデックス・ マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用、ヘッジなし・円ベース）に連動する運用成果を目指します。為替や金利見通しにはベットせず、通貨アロケーション、デュレーションはベンチマーク・ニュートラルを意識します。

■マザーファンドの投資方針

<明治安田日本株式マザーファンド>

①基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式を主要投資対象とします。

③投資態度

- わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

5. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

④投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
8. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
9. （削除）
10. （削除）

※東証株価指数（TOPIX）は、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び（指数名）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止

を行うことができます。J P Xは、T O P I Xの指数値及びT O P I Xに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のT O P I Xの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。J P Xは、T O P I Xの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、T O P I Xの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではありません。J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズをT O P I Xの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。上記に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

①基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②投資対象

S&P500指数採用銘柄を主要投資対象とします。

③投資態度

1. S&P500指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. S&P500指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法※を用いてポートフォリオを構築します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
5. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
8. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合があります。

④投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株

予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

7. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
8. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
9. （削除）
10. （削除）

※「S&P500（R）」はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスが明治安田アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P（R）、S&P 500（R）、US 500、The 500、iBoxx（R）、iTraxx（R）およびCDX（R）は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones（R）は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、明治安田アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサーとなっておらず、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する「S&P500（R）」の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。「S&P500（R）」に関する、S&P Dow Jones Indicesと明治安田アセットマネジメント株式会社との間における唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび／またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および／または商号をライセンス供与していることです。「S&P500（R）」は、明治安田アセットマネジメント株式会社または当ファンドを考慮することなく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、「S&P500（R）」の決定、構成または計算に際して、明治安田アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。「S&P500（R）」に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受託者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。

S&P DOW JONES INDICESは、「S&P500（R）」またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断

に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは「S&P500（R）」を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、明治安田アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、ライセンシーの商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および／または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと明治安田アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

※クオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の価格変動に影響を与えるファクターを分解・解析した上で数値化し、計量分析によってポートフォリオ（ファンドの組入銘柄群）を構築する手法です。運用にあたっては、その結果に忠実に従って運用します。

<明治安田欧州株式マザーファンド>

①基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

③投資態度

1. 欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. MSCIヨーロッパ・インデックス採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. （削除）
5. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。
10. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

④投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合には、制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
8. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
9. （削除）
10. （削除）

※MSCIヨーロッパ・インデックスは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。

MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

＜明治安田アジア株式マザーファンド＞

①基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②投資対象

日本を除くアジア太平洋諸国の株式（DR(預託証券)、カントリーファンドを含みます。）を主要投資対象とします。

③投資態度

1. 主として日本を除くアジア太平洋諸国の株式（DR(預託証券)、カントリーファンドを含みます。）を投資対象として、長期的な運用を行います。
2. 株式の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向によっては、弾力的に変更を行うことがあります。投資にあたっては、流動性に配慮しつつ、企業の利益成長性や株価水準が企業の利益成長に対して割安と判断される銘柄に投資します。
3. MSCIオール・カントリー・ファー・イースト・インデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指した運用を行います。
4. 日本を除くアジア太平洋諸国の株式等（DR(預託証券)、カントリーファンドを含みます。）の運用指図に関する権限はベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドに委託を行います。

す。

5. 外貨建資産の為替ヘッジは原則として行いません。
6. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、前記の運用と異なる場合があります。

④投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合には、制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
8. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

※MSCIオール・カンントリー・ファー・イースト・インデックス（除く日本）とは、日本を除くアジア諸国の企業の株価から構成される指数（インデックス）です。

MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

<明治安田日本債券マザーファンド>

①基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

③投資態度

1. わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
2. FTSE日本国債インデックス※をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、内外いずれかの格付会社からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付※を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があ

ると判断した場合には投資を行うことがあります。

4. 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
5. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
10. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

④投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
2. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
6. 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
8. （削除）
9. （削除）

※FTSE日本国債インデックスは、日本の代表的な国債のパフォーマンスを時価総額加重平均で表しています。

FTSE日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※格付とは、格付会社によって国や企業が発行する債券に付与される等級のことをいいます。債券の信用力や元本や利息の支払い能力等を格付会社が総合的に分析し、ランク付けしたものです。格付について

は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ社（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P）等の格付会社によって付与される格付を用います。

<明治安田外国債券インデックス・マザーファンド>

①基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

②投資対象

世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。

③投資態度

1. 主として、世界の主要国の公社債を投資対象として、長期的な運用を行います。
2. FTSE世界国債インデックス※（除く日本、国内投信用、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
3. 対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率が100%を超える場合があります。
4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、前記の運用と異なる場合があります。

④投資制限

1. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
2. 外貨建資産への投資については制限を設けません。
3. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ②委託会社は、信託金を、主として1. から6. までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会

社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドのほか、次の7. から28. までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド
2. 明治安田アメリカ株式マザーファンド
3. 明治安田欧州株式マザーファンド
4. 明治安田アジア株式マザーファンド
5. 明治安田日本債券マザーファンド
6. 明治安田外国債券インデックス・マザーファンド
7. 株券または新株引受権証書
8. 国債証券
9. 地方債証券
10. 特別の法律により法人の発行する債券
11. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
12. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
13. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
14. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
15. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
16. コマーシャル・ペーパー
17. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
18. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から17. の証券または証書の性質を有するもの
19. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
20. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
21. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
22. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
23. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
24. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
25. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
26. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
27. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
28. 外国の者に対する権利で前27. の有価証券の性質を有するもの

なお、7. の証券または証書、18. ならびに23. の証券または証書のうち7. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、8. から12. までの証券ならびに18. および23. の証券または証書のうち8. から12. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、19. および20. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

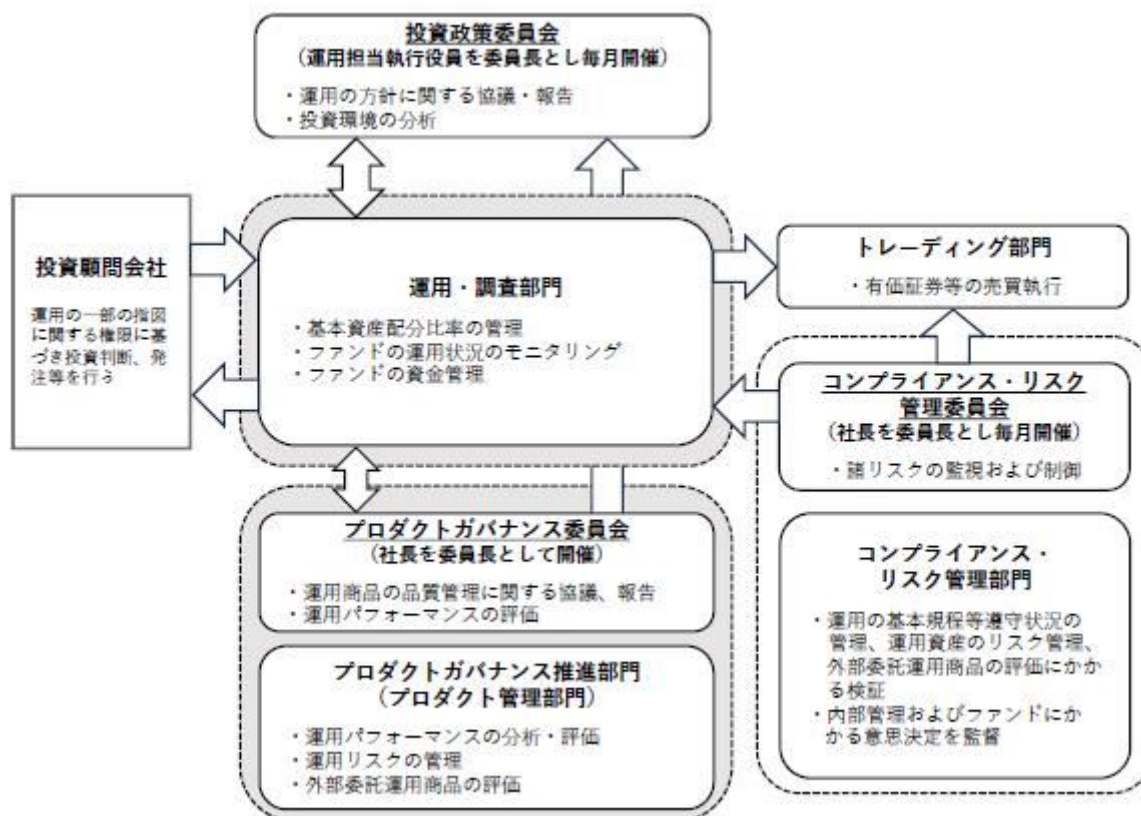
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。必要に応じて投資顧問会社（外部委託先）に対しチェック結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。
- ④プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。必要に応じて投資顧問会社（外部委託先）に対し評価結果のフィードバック等を行い、状況改善を指示します。



※プロダクトガバナンス推進部門（プロダクト管理部門）の人数は5～10名程度です。

※コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5～10名程度です。

- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ（<https://www.myam.co.jp/>）の会社案内から、運用体制に関する情報・運用担当者等に係る事項がご覧いただけます。

<受託会社に対する管理体制>

当社は、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

年1回（毎年11月30日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- ①信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額にみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前①におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

（５）【投資制限】

■信託約款に基づく主な投資制限

①株式等への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

②信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

③投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

せん。

2. 前1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

⑤投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑥同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。

⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券

- d. 売出により取得する株券
- e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前e.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑪先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑫スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的

1. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算

出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑮有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑯公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑰公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑱特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑲外国為替予約の指図

1. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑳資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。**

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

①値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状

況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

（2）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコ

ントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。
- ②プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



＜流動性リスク管理体制＞

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（３）参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数について

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

<代表的な資産クラスの指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はあ

りません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA－BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

かかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

①ファンドの純資産総額に対し、年0.5225%（税抜0.475%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率）
委託会社	0.2475%（税抜0.225%）
販売会社	0.22%（税抜0.2%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）

合計	0.5225%（税抜0.475%）
----	-------------------

＜内容＞

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

- ②委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、当ファンドにかかる金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田 アジア株式 マザーファンド	ベアリング・ アセット・マネジメント (アジア) リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の55の率を乗じて得た額

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に応ずる費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息等がある場合には、その実費を信託財産中でご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

＜収益分配金の課税＞

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

＜一部解約時および償還時の課税＞

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

②個別元本について

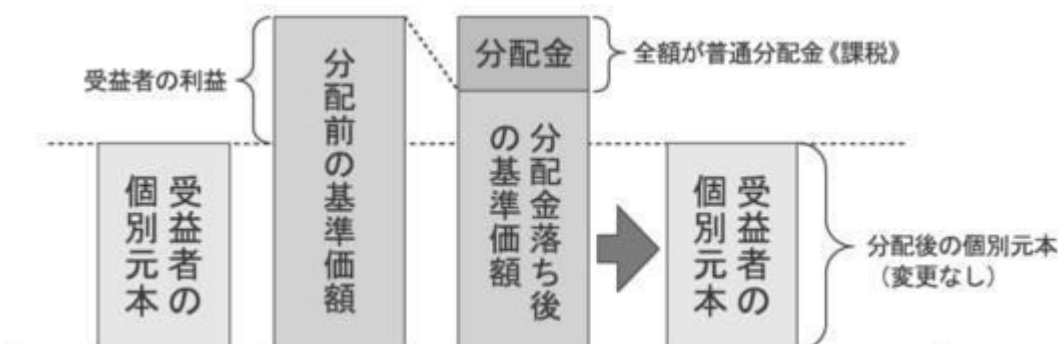
1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金について

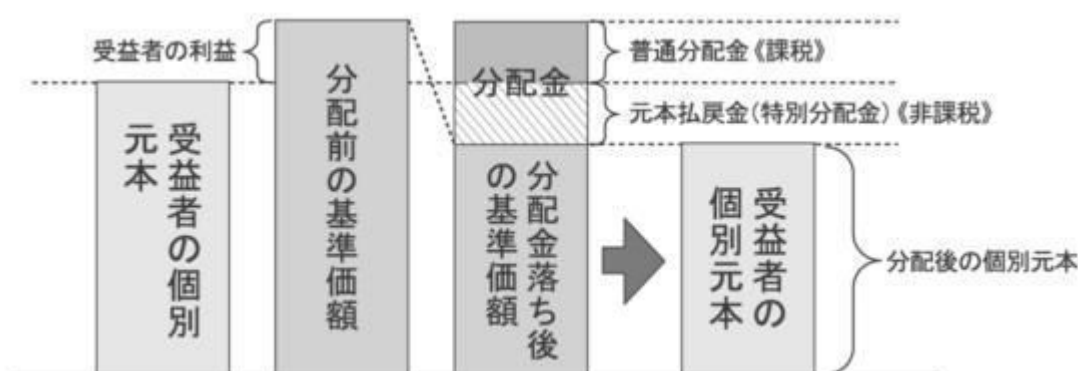
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」および「特定累積投資勘定（つみたて投資枠）」の対象です。販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

＜少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2026年6月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

2026年6月30日現在で開示している運用報告書の対象期間における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.58%	0.53%	0.05%

※対象期間は2024年12月3日～2025年12月1日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※当ファンドについては、入手し得る情報を元に記載しています。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下は2026年6月30日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1)【投資状況】**資産形成ファンド**

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,959,124,899	97.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	183,642,159	2.99
合計(純資産総額)		6,142,767,058	100.00

(2)【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****資産形成ファンド****イ. 評価額上位銘柄明細**

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	1,486,447,066	1.3217	1,964,711,569	1.2643	1,879,315,025	30.59
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	521,239,018	3.0487	1,589,101,395	3.5405	1,845,446,743	30.04
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファンド	110,164,254	10.3042	1,135,154,507	11.8284	1,303,066,862	21.21
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券インデックス・マザーファンド	306,787,545	1.8974	582,111,629	1.9894	610,323,142	9.94
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田欧州株式マザーファンド	43,826,772	4.9927	218,813,925	5.7915	253,822,750	4.13
6	日本	親投資信託 受益証券	明治安田アジア株式マザーファンド	3,522,070	12.6727	44,634,137	19.0656	67,150,377	1.09

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

②【投資不動産物件】

資産形成ファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産形成ファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

資産形成ファンド

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8期計算期間末（2016年11月30日）	3,416,865,670	3,420,721,297	17,724	17,744
第9期計算期間末（2017年11月30日）	4,232,218,691	4,236,501,939	19,762	19,782
第10期計算期間末（2018年11月30日）	4,836,925,558	4,841,934,807	19,312	19,332
第11期計算期間末（2019年12月 2日）	4,816,207,667	4,820,962,016	20,260	20,280
第12期計算期間末（2020年11月30日）	4,742,694,535	4,747,171,152	21,189	21,209
第13期計算期間末（2021年11月30日）	5,326,980,204	5,331,371,796	24,260	24,280
第14期計算期間末（2022年11月30日）	5,518,041,109	5,522,604,277	24,185	24,205
第15期計算期間末（2023年11月30日）	5,843,148,623	5,847,557,046	26,509	26,529
第16期計算期間末（2024年12月 2日）	5,720,975,940	5,724,833,934	29,658	29,678
第17期計算期間末（2025年12月 1日）	5,982,679,856	5,986,291,090	33,134	33,154
2025年 6月末日	5,667,102,093	—	30,353	—
7月末日	5,754,494,583	—	30,988	—
8月末日	5,793,926,375	—	31,386	—
9月末日	5,876,817,788	—	32,050	—
10月末日	6,042,381,753	—	33,248	—
11月末日	6,024,461,000	—	33,365	—
12月末日	5,942,871,675	—	33,453	—
2026年 1月末日	5,930,047,029	—	33,701	—
2月末日	6,190,573,424	—	35,369	—
3月末日	5,811,197,422	—	33,326	—
4月末日	6,025,568,926	—	34,669	—
5月末日	6,184,436,759	—	35,663	—
6月末日	6,142,767,058	—	35,656	—

②【分配の推移】

資産形成ファンド

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第8期計算期間	2015年12月 1日～2016年11月30日	20
第9期計算期間	2016年12月 1日～2017年11月30日	20
第10期計算期間	2017年12月 1日～2018年11月30日	20
第11期計算期間	2018年12月 1日～2019年12月 2日	20
第12期計算期間	2019年12月 3日～2020年11月30日	20
第13期計算期間	2020年12月 1日～2021年11月30日	20
第14期計算期間	2021年12月 1日～2022年11月30日	20
第15期計算期間	2022年12月 1日～2023年11月30日	20
第16期計算期間	2023年12月 1日～2024年12月 2日	20
第17期計算期間	2024年12月 3日～2025年12月 1日	20

③【収益率の推移】

資産形成ファンド

期	計算期間	収益率（％）
第8期計算期間	2015年12月 1日～2016年11月30日	△1.66
第9期計算期間	2016年12月 1日～2017年11月30日	11.61
第10期計算期間	2017年12月 1日～2018年11月30日	△2.18
第11期計算期間	2018年12月 1日～2019年12月 2日	5.01
第12期計算期間	2019年12月 3日～2020年11月30日	4.68
第13期計算期間	2020年12月 1日～2021年11月30日	14.59
第14期計算期間	2021年12月 1日～2022年11月30日	△0.23
第15期計算期間	2022年12月 1日～2023年11月30日	9.69
第16期計算期間	2023年12月 1日～2024年12月 2日	11.95
第17期計算期間	2024年12月 3日～2025年12月 1日	11.79
第18期中間計算期間	2025年12月 2日～2026年 6月 1日	7.63

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

資産形成ファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第8期計算期間	2015年12月 1日～2016年11月30日	627,902,610	233,117,736
第9期計算期間	2016年12月 1日～2017年11月30日	692,596,682	478,786,119
第10期計算期間	2017年12月 1日～2018年11月30日	768,238,699	405,238,196
第11期計算期間	2018年12月 1日～2019年12月 2日	396,630,866	524,080,565
第12期計算期間	2019年12月 3日～2020年11月30日	320,770,927	459,637,216
第13期計算期間	2020年12月 1日～2021年11月30日	261,654,667	304,166,815
第14期計算期間	2021年12月 1日～2022年11月30日	251,164,954	165,377,197
第15期計算期間	2022年12月 1日～2023年11月30日	176,872,292	254,244,879

第16期計算期間	2023年12月 1日～2024年12月 2日	143,267,035	418,481,301
第17期計算期間	2024年12月 3日～2025年12月 1日	107,032,740	230,413,014
第18期中間計算期間	2025年12月 2日～2026年 6月 1日	48,253,230	119,644,310

（参考）

（１）投資状況

明治安田日本株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	5,551,304,850	98.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	65,767,593	1.17
合計（純資産総額）		5,617,072,443	100.00

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	8,171,671,785	95.87
投資証券	アメリカ	186,536,240	2.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	165,897,264	1.95
合計（純資産総額）		8,524,105,289	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	97,437,247	1.14

（注）先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	イギリス	692,282,532	20.42
	スイス	470,340,738	13.87
	ドイツ	428,463,514	12.64
	フランス	413,393,817	12.19
	オランダ	305,515,143	9.01
	スペイン	228,050,962	6.73
	スウェーデン	185,568,613	5.47
	イタリア	151,861,920	4.48
	デンマーク	100,277,113	2.96
	ベルギー	69,616,359	2.05
	ノルウェー	56,839,773	1.68
	フィンランド	55,558,574	1.64
	アイルランド	30,761,763	0.91
	アメリカ	23,719,430	0.70
	小計	3,212,250,251	94.73
投資証券	フランス	46,507,864	1.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	132,123,205	3.90

合計(純資産総額)	3,390,881,320	100.00
-----------	---------------	--------

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	ドイツ	116,103,240	3.42

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田アジア株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	韓国	5,117,149,596	32.76
	台湾	5,083,332,557	32.54
	中国	2,746,572,305	17.58
	香港	1,261,255,774	8.07
	シンガポール	1,000,228,706	6.40
	マレーシア	154,217,415	0.99
	フィリピン	56,215,432	0.36
	小計	15,418,971,785	98.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	201,299,570	1.29
合計(純資産総額)		15,620,271,355	100.00

明治安田日本債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	12,823,864,150	37.82
地方債証券	日本	387,117,354	1.14
特殊債券	日本	1,541,287,497	4.55
	国際機関	795,568,000	2.35
	小計	2,336,855,497	6.89
社債券	日本	15,730,176,200	46.40
	フランス	1,788,193,100	5.27
	アメリカ	299,113,400	0.88
	小計	17,817,482,700	52.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	538,354,945	1.59
合計(純資産総額)		33,903,674,646	100.00

明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	4,388,515,195	44.59
	中国	1,249,443,790	12.69
	フランス	694,936,369	7.06
	イタリア	631,538,144	6.42
	イギリス	549,921,559	5.59
	ドイツ	542,492,186	5.51
	スペイン	401,905,544	4.08
	カナダ	207,436,895	2.11

	ベルギー	142,869,076	1.45
	オーストラリア	136,962,567	1.39
	オランダ	113,308,626	1.15
	オーストリア	108,695,281	1.10
	メキシコ	86,848,021	0.88
	ポーランド	77,446,923	0.79
	ポルトガル	66,106,875	0.67
	マレーシア	59,806,632	0.61
	フィンランド	47,569,151	0.48
	イスラエル	45,830,871	0.47
	アイルランド	44,669,295	0.45
	シンガポール	38,747,345	0.39
	ニュージーランド	30,309,284	0.31
	スロバキア	22,687,952	0.23
	ノルウェー	19,763,556	0.20
	デンマーク	18,193,404	0.18
	スウェーデン	17,803,387	0.18
	小計	9,743,807,928	99.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	98,607,240	1.00
合計(純資産総額)		9,842,415,168	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

明治安田日本株式マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	79,200	2,911.86	230,619,848	3,207.00	253,994,400	4.52
2	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3,100	51,731.85	160,368,755	77,150.00	239,165,000	4.26
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	31,700	5,600.10	177,523,170	6,346.00	201,168,200	3.58
4	日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	1,900	64,701.39	122,932,657	89,680.00	170,392,000	3.03
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	12,000	10,169.20	122,030,412	11,330.00	135,960,000	2.42
6	日本	株式	村田製作所	電気機器	11,300	3,999.41	45,193,357	11,395.00	128,763,500	2.29
7	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	45,500	3,511.68	159,781,440	2,725.00	123,987,500	2.21
8	日本	株式	オリックス	その他金融業	18,900	5,310.97	100,377,371	6,149.00	116,216,100	2.07
9	日本	株式	パナソニックホールディングス	電気機器	25,800	2,685.44	69,284,384	4,502.00	116,151,600	2.07
10	日本	株式	安川電機	電気機器	14,900	6,240.30	92,980,522	7,027.00	104,702,300	1.86
11	日本	株式	三菱重工業	機械	27,700	3,921.62	108,629,019	3,666.00	101,548,200	1.81
12	日本	株式	ヤクルト本社	食料品	36,500	2,713.54	99,044,459	2,746.00	100,229,000	1.78
13	日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	20,000	4,864.99	97,299,914	4,807.00	96,140,000	1.71

14	日本	株式	T D K	電気機器	26,600	3,245.70	86,335,734	3,570.00	94,962,000	1.69
15	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	15,800	5,591.43	88,344,594	5,963.00	94,215,400	1.68
16	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	15,600	5,837.08	91,058,539	5,982.00	93,319,200	1.66
17	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	12,800	7,430.89	95,115,429	7,202.00	92,185,600	1.64
18	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	8,300	11,489.92	95,366,397	10,805.00	89,681,500	1.60
19	日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	18,400	4,773.61	87,834,424	4,730.00	87,032,000	1.55
20	日本	株式	東京地下鉄	陸運業	60,000	1,594.01	95,640,939	1,421.50	85,290,000	1.52
21	日本	株式	三井金属	非鉄金属	2,000	45,549.70	91,099,400	42,550.00	85,100,000	1.52
22	日本	株式	三井物産	卸売業	18,400	5,455.21	100,375,864	4,497.00	82,744,800	1.47
23	日本	株式	住友商事	卸売業	52,900	1,538.64	81,394,267	1,549.00	81,942,100	1.46
24	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	7,300	7,952.77	58,055,232	10,705.00	78,146,500	1.39
25	日本	株式	富士通	電気機器	23,900	3,573.01	85,394,997	3,247.00	77,603,300	1.38
26	日本	株式	横浜フィナンシャルグループ	銀行業	44,500	1,448.94	64,478,192	1,732.50	77,096,250	1.37
27	日本	株式	しずおかフィナンシャルグループ	銀行業	23,100	2,699.04	62,347,845	3,025.00	69,877,500	1.24
28	日本	株式	日本電気	電気機器	17,500	4,157.04	72,748,294	3,925.00	68,687,500	1.22
29	日本	株式	日立製作所	電気機器	15,200	5,231.28	79,515,456	4,471.00	67,959,200	1.21
30	日本	株式	K O K U S A I E L E C T R I C	電気機器	6,100	8,191.37	49,967,386	10,855.00	66,215,500	1.18

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.47
		建設業	1.15
		食料品	2.90
		パルプ・紙	0.45
		化学	4.42
		医薬品	2.66
		石油・石炭製品	0.27
		ゴム製品	0.31
		ガラス・土石製品	2.74
		鉄鋼	0.92
		非鉄金属	3.06
		金属製品	0.44
		機械	5.56
		電気機器	25.93
		輸送用機器	4.36
		精密機器	0.55
		その他製品	0.92
		電気・ガス業	0.91
		陸運業	2.40
		空運業	0.16
		情報・通信業	5.68
		卸売業	4.51

		小売業	3.23
		銀行業	13.06
		保険業	2.80
		その他金融業	2.77
		不動産業	1.61
		サービス業	4.60
		合計	

明治安田アメリカ株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	20,560	32,750.81	673,356,761	31,661.17	650,953,826	7.64
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	11,720	43,882.64	514,304,655	45,751.75	536,210,611	6.29
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	5,678	68,656.86	389,833,697	59,852.08	339,840,123	3.99
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	8,321	40,688.43	338,568,496	38,996.33	324,488,500	3.81
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・ 娯楽	4,314	55,485.41	239,364,081	57,429.22	247,749,670	2.91
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造装 置	3,790	66,018.03	250,208,336	60,482.15	229,227,369	2.69
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・ 娯楽	3,743	55,115.16	206,296,067	57,044.35	213,517,037	2.50
8	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半 導体製造装 置	1,106	73,898.81	81,732,092	185,982.01	205,696,113	2.41
9	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	メディア・ 娯楽	2,035	111,384.21	226,666,882	91,360.61	185,918,850	2.18
10	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自 動車部品	2,762	65,758.20	181,624,167	66,878.69	184,718,963	2.17
11	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	674	150,540.40	101,464,230	199,728.33	134,616,896	1.58
12	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービ ス	2,064	51,475.18	106,244,785	55,480.54	114,511,842	1.34
13	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半 導体製造装 置	976	75,896.22	74,074,719	112,802.58	110,095,327	1.29
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,440	38,028.49	92,789,516	41,979.43	102,429,831	1.20
15	アメリカ	株式	LAM RESEARCH CORP	半導体・半 導体製造装 置	1,430	44,731.94	63,966,688	66,727.67	95,420,575	1.12
16	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,710	50,311.13	86,032,038	53,489.64	91,467,288	1.07
17	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半 導体製造装 置	1,000	48,623.01	48,623,018	87,607.78	87,607,781	1.03

18	アメリカ	株式	SANDISK CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	259	173,799.50	45,014,073	332,962.83	86,237,374	1.01
19	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,068	77,067.04	82,307,605	80,545.44	86,022,530	1.01
20	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,040	33,838.82	69,031,210	41,297.40	84,246,698	0.99
21	アメリカ	株式	KLA CORPORATION	半導体・半導体製造装置	1,790	29,091.19	52,073,237	45,207.75	80,921,876	0.95
22	アメリカ	株式	GE VERNOVA INC	資本財	421	162,836.57	68,554,197	179,036.59	75,374,408	0.88
23	アメリカ	株式	WESTERN DIGITAL CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	688	63,633.58	43,779,906	105,858.79	72,830,850	0.85
24	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	5,340	13,159.01	70,269,148	13,561.18	72,416,749	0.85
25	アメリカ	株式	LINDE PLC	素材	768	80,369.03	61,723,421	82,991.03	63,737,114	0.75
26	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	5,245	15,802.17	82,882,386	11,981.13	62,841,049	0.74
27	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	2,420	23,859.21	57,739,297	24,106.79	58,338,445	0.68
28	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	692	84,653.90	58,580,503	82,760.43	57,270,224	0.67
29	アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融サービス	3,750	14,853.64	55,701,155	14,704.41	55,141,554	0.65
30	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	2,570	15,857.95	40,754,949	21,390.01	54,972,328	0.64

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国		0.02
		エネルギー	2.98
		素材	1.94
		資本財	7.00
		商業・専門サービス	1.12
		運輸	0.98
		自動車・自動車部品	2.22
		耐久消費財・アパレル	0.11
		消費者サービス	1.21
		メディア・娯楽	8.51
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.45
		生活必需品流通・小売り	1.39
		食品・飲料・タバコ	2.29
		家庭用品・パーソナル用品	0.91
		ヘルスケア機器・サービス	2.64
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.38
		銀行	2.98
		金融サービス	6.50
		保険	1.57

		ソフトウェア・サービス	7.45
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10.58
		電気通信サービス	0.81
		公益事業	2.38
		半導体・半導体製造装置	18.43
投資証券	—	—	2.19
合計			98.05

明治安田欧州株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半 導体製造装 置	566	207,855.19	117,646,041	298,784.19	169,111,857	4.99
2	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	23,555	2,662.31	62,710,924	3,061.88	72,122,628	2.13
3	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,724	23,221.78	63,256,134	25,359.88	69,080,340	2.04
4	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,193	29,922.05	65,619,071	30,747.84	67,430,033	1.99
5	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	982	69,739.69	68,484,383	68,081.86	66,856,387	1.97
6	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲 料・タバコ	3,541	15,033.06	53,232,099	16,940.08	59,984,841	1.77
7	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	1,080	47,358.77	51,147,481	49,896.22	53,887,918	1.59
8	イギリス	株式	SHELL PLC	エネルギー	8,321	5,885.91	48,976,728	6,237.52	51,902,447	1.53
9	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	20,798	1,942.46	40,399,449	2,209.00	45,942,808	1.35
10	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェ ア・サービ ス	1,555	36,006.09	55,989,471	25,326.22	39,382,278	1.16
11	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	514	70,225.40	36,095,860	75,771.07	38,946,335	1.15
12	デンマー ク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	4,859	9,053.30	43,990,006	7,809.52	37,946,458	1.12
13	イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	資本財	12,412	2,726.83	33,845,464	3,043.38	37,774,526	1.11
14	スイス	株式	ABB LTD-REG	資本財	2,200	13,772.54	30,299,593	17,169.16	37,772,170	1.11
15	スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	8,997	3,491.99	31,417,470	4,044.33	36,386,900	1.07
16	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	704	42,749.12	30,095,383	51,545.83	36,288,268	1.07
17	ドイツ	株式	SIEMENS ENERGY AG	資本財	1,242	25,628.34	31,830,404	29,111.07	36,155,950	1.07
18	フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	2,762	10,503.78	29,011,453	12,785.44	35,313,394	1.04
19	スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	金融サービ ス	4,326	7,419.07	32,094,914	8,033.98	34,755,002	1.02
20	スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	8,067	3,870.10	31,220,162	3,994.29	32,221,958	0.95
21	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費 財・アパレ ル	344	107,753.22	37,067,109	91,247.80	31,389,245	0.93
22	スイス	株式	GIVAUDAN-REG	素材	43	617,505.69	26,552,745	685,641.39	29,482,580	0.87

23	フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	441	58,867.15	25,960,417	62,370.27	27,505,291	0.81
24	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	1,459	16,103.20	23,494,580	18,601.72	27,139,918	0.80
25	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・ パーソナル 用品	2,726	10,100.89	27,535,050	9,849.29	26,849,165	0.79
26	イタリア	株式	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	銀行	13,420	1,408.66	18,904,218	1,989.17	26,694,745	0.79
27	オランダ	株式	ASM INTERNATIONAL NV	半導体・半 導体製造装 置	146	128,393.80	18,745,495	180,123.13	26,297,977	0.78
28	イタリア	株式	UNICREDIT SPA	銀行	1,837	13,124.63	24,109,952	14,227.46	26,135,855	0.77
29	イギリス	株式	NATWEST GROUP PLC	銀行	18,515	1,365.56	25,283,482	1,411.15	26,127,592	0.77
30	ドイツ	株式	DEUTSCHE BANK AG- REGISTERED	金融サービ ス	4,769	5,792.18	27,622,942	5,472.45	26,098,155	0.77

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.79
		素材	4.34
		資本財	15.24
		商業・専門サービス	1.98
		運輸	1.35
		自動車・自動車部品	0.73
		耐久消費財・アパレル	1.28
		消費者サービス	1.62
		メディア・娯楽	2.26
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.88
		生活必需品流通・小売り	1.31
		食品・飲料・タバコ	5.41
		家庭用品・パーソナル用品	1.41
		ヘルスケア機器・サービス	2.06
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.40
		銀行	13.86
		金融サービス	4.26
		保険	4.45
		ソフトウェア・サービス	2.16
		電気通信サービス	1.25
		公益事業	5.28
		半導体・半導体製造装置	6.42
投資証券	—	—	1.37
合計			96.10

明治安田アジア株式マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半 導体製造装 置	112,000	10,333.91	1,157,398,816	12,064.72	1,351,248,864	8.65

2	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	38,303	22,630.75	866,825,694	33,841.35	1,296,225,459	8.30
3	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	4,699	118,182.81	555,341,052	275,340.81	1,293,826,494	8.28
4	韓国	株式	SK SQUARE CO LTD	資本財	4,451	104,759.50	466,284,552	171,826.07	764,797,882	4.90
5	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	69,000	9,366.70	646,302,576	9,697.59	669,133,917	4.28
6	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	73,400	10,572.45	776,018,197	8,702.34	638,751,903	4.09
7	台湾	株式	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	120,180	3,354.29	403,119,768	4,968.42	597,105,389	3.82
8	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	211,352	2,824.84	597,036,430	1,926.03	407,070,293	2.61
9	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	301,000	1,184.36	356,494,998	1,254.83	377,704,703	2.42
10	シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	42,170	7,364.75	310,571,732	8,288.74	349,536,415	2.24
11	台湾	株式	ACCTON TECHNOLOGY CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	28,000	10,537.54	295,051,176	11,912.00	333,536,112	2.14
12	台湾	株式	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	銀行	914,000	270.31	247,064,125	357.86	327,092,430	2.09
13	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	16,000	9,799.40	156,790,480	19,904.24	318,467,936	2.04
14	台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	半導体・半導体製造装置	98,000	2,250.04	220,504,429	3,191.80	312,797,007	2.00
15	中国	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	405,000	726.01	294,036,283	730.64	295,912,764	1.89
16	台湾	株式	GOLD CIRCUIT ELECTRONICS LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	49,000	5,981.45	293,091,295	5,879.64	288,102,507	1.84
17	香港	株式	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-H	資本財	19,700	14,331.32	282,327,004	14,393.45	283,550,965	1.82
18	香港	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	90,400	2,930.46	264,914,036	3,056.79	276,334,358	1.77
19	韓国	株式	DOOSAN CO LTD	資本財	1,762	139,346.75	245,528,991	154,853.01	272,851,014	1.75
20	韓国	株式	SAMSUNG C&T CORP	資本財	4,988	54,560.09	272,145,751	49,347.61	246,145,889	1.58
21	韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	14,456	17,004.49	245,816,989	16,103.45	232,791,566	1.49
22	韓国	株式	SAMSUNG SDI CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,960	67,456.52	267,127,832	53,643.26	212,427,325	1.36
23	シンガポール	株式	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	資本財	20,200	11,831.73	239,001,055	10,162.36	205,279,797	1.31
24	韓国	株式	KIA CORP	自動車・自動車部品	13,387	16,679.70	223,291,176	14,730.94	197,203,137	1.26
25	韓国	株式	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	資本財	3,066	70,502.35	216,160,207	62,025.02	190,168,723	1.22
26	台湾	株式	WIWYNN CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8,000	27,056.22	216,449,772	23,314.94	186,519,584	1.19

27	香港	株式	MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD-H	半導体・半導体製造装置	19,300	4,336.67	83,697,808	9,269.79	178,907,063	1.15
28	中国	株式	WEICHAI POWER CO LTD-H	資本財	252,000	652.36	164,395,980	698.34	175,981,982	1.13
29	韓国	株式	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	資本財	1,750	113,887.16	199,302,537	98,171.36	171,799,887	1.10
30	台湾	株式	CHROMA ATE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	16,000	11,479.30	183,668,848	10,588.44	169,415,168	1.08

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	2.01
		資本財	16.58
		自動車・自動車部品	2.54
		耐久消費財・アパレル	0.54
		消費者サービス	0.10
		メディア・娯楽	5.01
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.33
		ヘルスケア機器・サービス	0.64
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.89
		銀行	10.34
		金融サービス	0.56
		保険	1.61
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	30.01
半導体・半導体製造装置	22.56		
合計			98.71

明治安田日本債券マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第382回利付 国債10年	1,454,000,000	97.89	1,423,326,910	97.84	1,422,608,140	2.4	2036/3/20	4.20
2	フランス	社債券	第27回ルノー 円貨社債	1,100,000,000	99.30	1,092,377,000	99.30	1,092,377,000	2.17	2028/11/14	3.22
3	日本	社債券	楽天グループ ユーロ円債2 9／04／24	1,000,000,000	109.56	1,095,697,000	106.27	1,062,711,000	6	2029/4/24	3.13
4	日本	国債証券	第196回利付 国債20年	1,090,000,000	98.30	1,071,514,850	97.07	1,058,139,300	3.4	2046/3/20	3.12
5	日本	社債券	第7回ソフトバ ンクグループ無 担保社債（劣後 特約付）	900,000,000	99.47	895,282,200	99.21	892,970,100	4.556	2060/9/3	2.63
6	日本	国債証券	第90回利付国 債30年	744,000,000	98.03	729,380,790	96.64	719,061,120	3.7	2056/3/20	2.12
7	日本	国債証券	第71回利付国 債30年	1,450,000,000	51.78	750,890,250	49.42	716,604,500	0.7	2051/6/20	2.11
8	日本	社債券	第3回パナソ ニック無担保社 債（劣後特約 付）	800,000,000	89.57	716,620,800	89.38	715,084,800	1	2081/10/14	2.11

9	フランス	社債券	第9回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー門貨社債（劣後特約付）	700,000,000	98.92	692,472,200	99.40	695,816,100	1.1	2031/12/16	2.05
10	日本	社債券	第2回武田薬品工業無担保社債（劣後特約付）	700,000,000	98.09	686,630,000	97.92	685,469,400	1.934	2084/6/25	2.02
11	日本	社債券	第1回住友化学無担保社債（劣後特約付）	700,000,000	94.62	662,340,000	94.95	664,681,500	1.3	2079/12/13	1.96
12	日本	国債証券	第183回利付国債20年	780,000,000	77.51	604,597,050	75.04	585,312,000	1.4	2042/12/20	1.73
13	日本	社債券	第6回日本製鉄無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	91.20	547,234,200	90.44	542,699,400	2.328	2064/6/13	1.60
14	日本	国債証券	第185回利付国債20年	735,000,000	72.27	531,184,500	70.25	516,403,650	1.1	2043/6/20	1.52
15	日本	社債券	第1回楽天グループ無担保永久社債（劣後特約付）	500,000,000	100.79	503,971,900	100.56	502,817,500	4.691	9999/99/99	1.48
16	国際機関	特殊債券	第1回アフリカ輸出入銀行門貨債券	500,000,000	99.71	498,585,000	99.81	499,060,000	2.37	2026/11/20	1.47
17	日本	社債券	第90回東京電力パワグリッド無担保社債	500,000,000	100.00	500,000,000	97.79	488,995,000	4.143	2041/4/19	1.44
18	日本	国債証券	第171回利付国債20年	694,000,000	72.21	501,200,200	69.06	479,276,400	0.3	2039/12/20	1.41
19	日本	特殊債券	第219回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	577,302,000	88.55	511,200,921	81.63	471,274,714	2.02	2060/8/10	1.39
20	日本	国債証券	第468回利付国債2年	403,000,000	99.77	402,079,200	99.78	402,129,520	0.6	2027/1/1	1.19
21	日本	社債券	第47回SBIホールディングス無担保社債	400,000,000	100.00	400,000,000	100.45	401,836,000	3.562	2034/6/2	1.19
22	日本	社債券	第2回三菱HCキャピタル無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	100.00	400,000,000	100.32	401,306,000	3.013	2061/10/3	1.18
23	日本	国債証券	第189回利付国債20年	503,000,000	81.15	408,209,710	78.70	395,871,060	1.9	2044/6/20	1.17
24	日本	国債証券	第193回利付国債20年	463,000,000	88.59	410,186,550	85.43	395,554,790	2.5	2045/6/20	1.17
25	日本	社債券	第3回ENEOSホールディングス無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	78.91	394,588,500	77.30	386,514,000	1.31	2081/6/15	1.14
26	日本	国債証券	第176回利付国債20年	553,000,000	69.73	385,606,900	68.04	376,305,440	0.5	2041/3/20	1.11
27	日本	社債券	第18回光通信無担保社債	400,000,000	89.18	356,736,000	88.28	353,140,000	1.79	2033/3/23	1.04
28	日本	国債証券	第181回利付国債20年	465,000,000	71.73	333,586,350	69.89	325,002,450	0.9	2042/6/20	0.96
29	日本	社債券	第62回電源開発無担保社債	400,000,000	79.89	319,580,000	77.94	311,764,000	0.805	2036/10/20	0.92
30	日本	国債証券	第72回利付国債30年	632,000,000	52.85	334,030,610	48.97	309,522,000	0.7	2051/9/20	0.91

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	37.82
地方債証券	1.14
特殊債券	6.89
社債券	52.55

合計	98.41
----	-------

明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	3,480,000	15,930.71	554,388,804	15,878.69	552,578,662	2.875	2028/5/15	5.61
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	3,080,000	14,170.19	436,441,989	14,144.42	435,648,223	0.875	2030/11/15	4.43
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.5%	2,490,000	16,159.07	402,360,933	16,109.59	401,128,927	3.5	2027/10/31	4.08
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	2,310,000	16,203.65	374,304,403	16,099.44	371,897,203	3.875	2030/4/30	3.78
5	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 1.42%	12,150,000	2,392.19	290,651,448	2,389.05	290,269,715	1.42	2028/8/15	2.95
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	1,815,000	16,042.35	291,168,756	15,947.20	289,441,777	3.875	2032/8/31	2.94
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.125%	1,620,000	16,306.37	264,163,237	16,208.55	262,578,540	4.125	2031/11/30	2.67
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	1,600,000	16,248.97	259,983,548	16,162.87	258,606,075	3.875	2028/7/15	2.63
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	1,410,000	16,233.92	228,898,346	16,165.41	227,932,379	4.25	2034/11/15	2.32
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.25%	1,190,000	16,135.07	192,007,402	16,108.32	191,689,087	3.25	2027/6/30	1.95
11	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 1.29%	6,760,000	2,388.20	161,442,465	2,387.97	161,427,311	1.29	2028/3/15	1.64
12	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	780,000	19,357.95	150,992,042	19,328.29	150,760,725	4.75	2028/9/1	1.53
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 5%	800,000	17,139.53	137,116,288	17,160.05	137,280,445	5	2037/5/15	1.39
14	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.5%	750,000	18,217.09	136,628,232	18,294.04	137,205,338	2.5	2030/5/25	1.39
15	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 1.79%	5,600,000	2,420.97	135,574,422	2,425.60	135,834,060	1.79	2032/3/25	1.38
16	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.8%	5,400,000	2,514.15	135,764,217	2,513.70	135,739,878	2.8	2030/3/25	1.38
17	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 1.63%	5,200,000	2,402.97	124,954,760	2,406.71	125,148,962	1.63	2030/10/25	1.27
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4%	750,000	16,306.23	122,296,796	16,190.79	121,430,928	4	2029/7/31	1.23
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	780,000	15,574.53	121,481,396	15,512.05	120,993,996	2.375	2029/3/31	1.23
20	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.04%	4,900,000	2,447.61	119,933,039	2,458.82	120,482,265	2.04	2034/11/25	1.22
21	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1.25%	745,000	15,645.39	116,558,182	15,845.57	118,049,508	1.25	2034/5/25	1.20
22	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 0%	680,000	17,043.67	115,896,982	17,151.36	116,629,263	0	2029/8/15	1.18
23	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0.75%	640,000	17,642.81	112,914,033	17,693.51	113,238,470	0.75	2028/11/25	1.15
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	700,000	16,179.37	113,255,605	16,126.08	112,882,617	4.25	2035/8/15	1.15
25	イタリア	国債証券	BTPS 0.6%	630,000	16,245.92	102,349,343	16,453.51	103,657,172	0.6	2031/8/1	1.05
26	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 2.7%	440,000	18,465.49	81,248,172	18,522.95	81,500,990	2.7	2030/1/31	0.83
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4%	500,000	16,020.78	80,103,942	15,940.86	79,704,310	4	2034/2/15	0.81
28	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 3.75%	410,000	18,872.88	77,378,839	19,268.48	79,000,768	3.75	2038/1/29	0.80

29	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2%	450,000	17,137.46	77,118,574	17,295.00	77,827,538	2	2032/11/25	0.79
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	600,000	12,448.20	74,689,250	12,552.23	75,313,437	3	2044/11/15	0.77

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	99.00
合計	99.00

②投資不動産物件

明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田欧州株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田アジア株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

明治安田日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500 MIC EM	買建	16	米ドル	596,730.17	96,903,012	600,020	97,437,247	1.14

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田欧州株式マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	ドイツ	ユーロックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	10	ユーロ	621,340.4	115,165,443	626,400	116,103,240	3.42

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

明治安田アジア株式マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。



組入上位10銘柄(各マザーファンド)

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	投資比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.52
2	東京エレクトロン	電気機器	4.26
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.58
4	キオクシアホールディングス	電気機器	3.03
5	リクルートホールディングス	サービス業	2.42
6	村田製作所	電気機器	2.29
7	トヨタ自動車	輸送用機器	2.21
8	オリックス	その他金融業	2.07
9	パナソニック ホールディングス	電気機器	2.07
10	安川電機	電気機器	1.86

【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	7.64
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.29
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.99
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	3.81
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	2.91
6	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.69
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	2.50
8	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.41
9	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	2.18
10	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	2.17

【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	4.99
2	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	銀行	2.13
3	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.04
4	ASTRAZENECA PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.99
5	ROCHE HOLDING AG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.97
6	NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	1.77
7	SIEMENS AG-REG	ドイツ	資本財	1.59
8	SHELL PLC	イギリス	エネルギー	1.53
9	BANCO SANTANDER SA	スペイン	銀行	1.35
10	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	1.16

【明治安田アジア株式マザーファンド】

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	半導体・半導体製造装置	8.65
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.30
3	SK HYNIX INC	韓国	半導体・半導体製造装置	8.28
4	SK SQUARE CO LTD	韓国	資本財	4.90
5	DELTA ELECTRONICS INC	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.28
6	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	メディア・娯楽	4.09
7	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.82
8	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	2.61
9	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.42
10	DBS GROUP HOLDINGS LTD	シンガポール	銀行	2.24

【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	投資比率 (%)
1	第382回利付国債10年	2.4	2036年3月20日	国債証券	4.20
2	第27回ルノー円貨社債	2.17	2028年11月14日	社債券	3.22
3	楽天グループユーロ円債29/04/24	6	2029年4月24日	社債券	3.13
4	第196回利付国債20年	3.4	2046年3月20日	国債証券	3.12
5	第7回ソフトバンクグループ無担保社債(劣後特約付)*	4.556	2030年9月3日	社債券	2.63
6	第90回利付国債30年	3.7	2056年3月20日	国債証券	2.12
7	第71回利付国債30年	0.7	2051年6月20日	国債証券	2.11
8	第3回パナソニック無担保社債(劣後特約付)*	1	2031年10月14日	社債券	2.11
9	第9回ピーピーシーイーエス・イー円貨社債(劣後特約付)*	1.1	2026年12月16日	社債券	2.05
10	第2回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)*	1.934	2029年6月25日	社債券	2.02

*線上市場償還条項が付与されている銘柄は、最初の線上市場償還可能日を表示しています。

【明治安田外国債券インデックス・マザーファンド】

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B 2.875%	2.875	2028年5月15日	アメリカ	国債証券	5.61
2	US TREASURY N/B 0.875%	0.875	2030年11月15日	アメリカ	国債証券	4.43
3	US TREASURY N/B 3.5%	3.5	2027年10月31日	アメリカ	国債証券	4.08
4	US TREASURY N/B 3.875%	3.875	2030年4月30日	アメリカ	国債証券	3.78
5	CHINA GOVT BOND 1.42%	1.42	2028年8月15日	中国	国債証券	2.95
6	US TREASURY N/B 3.875%	3.875	2032年8月31日	アメリカ	国債証券	2.94
7	US TREASURY N/B 4.125%	4.125	2031年11月30日	アメリカ	国債証券	2.67
8	US TREASURY N/B 3.875%	3.875	2028年7月15日	アメリカ	国債証券	2.63
9	US TREASURY N/B 4.25%	4.25	2034年11月15日	アメリカ	国債証券	2.32
10	US TREASURY N/B 3.25%	3.25	2027年6月30日	アメリカ	国債証券	1.95



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

ニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

（2）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）

および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

かかりません。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（2）解約受付

一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

ニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合は、解約の受付を行いません。

（3）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

（4）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（5）信託財産留保額

ありません。

（6）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（7）解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかか

るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

※買取請求については、販売会社へお問合わせください。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドは便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

②組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

原則として無期限です。

※信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年12月1日から翌年11月30日までとします。

※各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌

日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

１．信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえこの信託を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前記の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記に規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

２．信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

３．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により委託会社の事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は②の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から6. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田アジア株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑤運用状況に係る情報の提供

委託会社は、決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑥公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

③受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

④分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金に対する請求権

①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一

部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

- ③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

（3）換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

（4）帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（5）反対者の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（2024年12月3日から2025年12月1日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【資産形成ファンド】

（１）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第16期 2024年12月 2日現在	第17期 2025年12月 1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	191,822,617	197,492,691
親投資信託受益証券	5,549,525,569	5,802,747,209
未収入金	1,510,000	4,790,000
未収利息	1,076	2,457
流動資産合計	5,742,859,262	6,005,032,357
資産合計	5,742,859,262	6,005,032,357
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,857,994	3,611,234
未払解約金	2,065,089	3,445,119
未払受託者報酬	1,607,336	1,593,362
未払委託者報酬	14,192,234	13,543,510
その他未払費用	160,669	159,276
流動負債合計	21,883,322	22,352,501
負債合計	21,883,322	22,352,501
純資産の部		
元本等		
元本	1,928,997,394	1,805,617,120
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,791,978,546	4,177,062,736
（分配準備積立金）	1,813,964,993	2,223,574,230
元本等合計	5,720,975,940	5,982,679,856
純資産合計	5,720,975,940	5,982,679,856
負債純資産合計	5,742,859,262	6,005,032,357

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 自 2023年12月 1日 至 2024年12月 2日	第17期 自 2024年12月 3日 至 2025年12月 1日
営業収益		
受取利息	156,701	748,392
有価証券売買等損益	681,856,085	676,891,640
営業収益合計	682,012,786	677,640,032
営業費用		
支払利息	51,295	-
受託者報酬	3,195,494	3,117,729
委託者報酬	28,485,578	26,500,546
その他費用	319,428	311,656
営業費用合計	32,051,795	29,929,931
営業利益又は営業損失（△）	649,960,991	647,710,101
経常利益又は経常損失（△）	649,960,991	647,710,101
当期純利益又は当期純損失（△）	649,960,991	647,710,101
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	63,848,197	23,820,155
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,638,936,963	3,791,978,546
剰余金増加額又は欠損金減少額	263,259,454	217,920,745
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	263,259,454	217,920,745
剰余金減少額又は欠損金増加額	692,472,671	453,115,267
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	692,472,671	453,115,267
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	3,857,994	3,611,234
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,791,978,546	4,177,062,736

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
2.費用・収益の計上基準	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 有価証券売買等損益の計上基準
3.その他	約定日基準で計上しております。 当ファンドの計算期間は2024年12月 3日から2025年12月 1日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第16期 2024年12月 2日現在		第17期 2025年12月 1日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,928,997,394口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,805,617,120口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.9658円 (29,658円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	3.3134円 (33,134円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自 2023年12月 1日 至 2024年12月 2日		第17期 自 2024年12月 3日 至 2025年12月 1日	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田欧州株式マザーファンド) 100億円以下の部分 年率0.5% 100億円超の部分 年率0.45% (明治安田アジア株式マザーファンド) 年率0.55% 上記、明治安田欧州株式マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用については投資約款の変更により、2024年10月1日より発生いたしません。		1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田アジア株式マザーファンド) 年率0.55%	
2.分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 93,259,226円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 492,853,568円 C 収益調整金額 1,978,013,553円 D 分配準備積立金額 1,231,710,193円 E 当ファンドの分配対象収益額 3,795,836,540円 F 当ファンドの期末残存口数 1,928,997,394口 G 10,000口当たり収益分配対象額 19,677円 H 10,000口当たり分配金額 20円 I 収益分配金金額 3,857,994円		2.分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 101,196,455円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 522,693,491円 C 収益調整金額 1,953,488,506円 D 分配準備積立金額 1,603,295,518円 E 当ファンドの分配対象収益額 4,180,673,970円 F 当ファンドの期末残存口数 1,805,617,120口 G 10,000口当たり収益分配対象額 23,153円 H 10,000口当たり分配金額 20円 I 収益分配金金額 3,611,234円	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第16期 自 2023年12月 1日 至 2024年12月 2日	第17期 自 2024年12月 3日 至 2025年12月 1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第16期 2024年12月 2日現在	第17期 2025年12月 1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第16期 自 2023年12月 1日 至 2024年12月 2日	第17期 自 2024年12月 3日 至 2025年12月 1日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	566,511,069	623,717,215
合計	566,511,069	623,717,215

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第16期 自 2023年12月 1日 至 2024年12月 2日	第17期 自 2024年12月 3日 至 2025年12月 1日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第16期 自 2023年12月 1日 至 2024年12月 2日	第17期 自 2024年12月 3日 至 2025年12月 1日
期首元本額	2,204,211,660円	1,928,997,394円
期中追加設定元本額	143,267,035円	107,032,740円
期中一部解約元本額	418,481,301円	230,413,014円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	602,445,910	1,835,893,666	
	明治安田日本債券マザーファンド	1,364,424,925	1,806,635,043	
	明治安田欧州株式マザーファンド	49,443,875	246,724,936	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	108,211,722	1,118,811,814	
	明治安田アジア株式マザーファンド	4,872,014	61,671,902	
	明治安田外国債券インデックス・マザーファンド	386,323,310	733,009,848	
合 計		2,515,721,756	5,802,747,209	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年12月 1日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	64,443,803
株式	5,255,693,430
未収入金	1,216,814
未収配当金	30,030,554
未収利息	801
流動資産合計	5,351,385,402
資産合計	5,351,385,402
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,810,000
流動負債合計	1,810,000
負債合計	1,810,000
純資産の部	
元本等	
元本	1,755,431,671
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,594,143,731
元本等合計	5,349,575,402
純資産合計	5,349,575,402
負債純資産合計	5,351,385,402

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年12月 1日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年12月 3日
期首元本額	1,959,165,683円
期末元本額	1,755,431,671円
期中追加設定元本額	155,886,808円
期中一部解約元本額	359,620,820円
元本の内訳※	
明治安田日本株式ファンド	504,350,259円
明治安田ライフプランファンド20	76,359,235円
明治安田ライフプランファンド50	258,377,433円
明治安田ライフプランファンド70	296,009,398円
資産形成ファンド	602,445,910円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	3,650,378円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	3,951,053円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	10,288,005円
2. 1口当たり純資産額	3.0474円
(10,000口当たり純資産額)	(30,474円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッセイ	32,000	1,207.00	38,624,000	
I N P E X	11,600	3,223.00	37,386,800	
大成建設	4,200	13,265.00	55,713,000	
長谷工コーポレーション	21,400	2,896.00	61,974,400	
熊谷組	18,200	1,553.00	28,264,600	
五洋建設	13,500	1,729.50	23,348,250	
エクシオグループ	16,600	2,410.00	40,006,000	
日揮ホールディングス	7,500	1,887.50	14,156,250	
日本ハム	3,200	6,881.00	22,019,200	
キッコーマン	19,200	1,400.50	26,889,600	
キューピー	5,900	4,324.00	25,511,600	
日本たばこ産業	10,400	5,865.00	60,996,000	
旭化成	35,700	1,247.00	44,517,900	
住友化学	51,400	473.10	24,317,340	
東京応化工業	10,900	5,870.00	63,983,000	

日油	9,000	3,255.00	29,295,000	
富士フイルムホールディングス	10,500	3,286.00	34,503,000	
武田薬品工業	13,000	4,509.00	58,617,000	
エーザイ	6,000	4,790.00	28,740,000	
ペプチドリーム	27,300	1,731.00	47,256,300	
横浜ゴム	4,400	6,311.00	27,768,400	
TOYO TIRE	5,800	4,229.00	24,528,200	
日東紡績	1,200	13,610.00	16,332,000	
日本電気硝子	5,300	5,766.00	30,559,800	
J X 金属	5,700	1,650.00	9,405,000	
三菱マテリアル	20,000	3,154.00	63,080,000	
住友金属鉱山	7,000	5,127.00	35,889,000	
住友電気工業	2,300	6,330.00	14,559,000	
フジクラ	1,700	16,345.00	27,786,500	
ナブテスコ	7,000	3,417.00	23,919,000	
三井海洋開発	3,200	15,030.00	48,096,000	
荏原製作所	7,900	3,887.00	30,707,300	
オルガノ	3,800	12,945.00	49,191,000	
ダイフク	6,100	4,996.00	30,475,600	
NTN	42,300	374.10	15,824,430	
三菱重工業	23,000	3,902.00	89,746,000	
イビデン	900	11,320.00	10,188,000	
コニカミノルタ	30,900	658.80	20,356,920	
日立製作所	39,000	4,864.00	189,696,000	
三菱電機	20,100	4,233.00	85,083,300	
富士電機	3,800	10,545.00	40,071,000	
明電舎	2,500	5,580.00	13,950,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,800	4,101.00	11,482,800	
日本電気	9,500	5,697.00	54,121,500	
ソニーグループ	35,200	4,414.00	155,372,800	
TDK	13,900	2,477.50	34,437,250	
横河電機	12,700	4,884.00	62,026,800	
アドバンテスト	4,100	19,700.00	80,770,000	
レーザーテック	2,100	27,755.00	58,285,500	
ファナック	13,300	5,038.00	67,005,400	
京セラ	10,600	2,113.00	22,397,800	
村田製作所	13,200	3,224.00	42,556,800	
SCREENホールディングス	2,300	13,155.00	30,256,500	
デンソー	5,800	2,043.00	11,849,400	
トヨタ自動車	60,600	3,082.00	186,769,200	
スズキ	33,500	2,430.50	81,421,750	
SUBARU	14,200	3,438.00	48,819,600	

豊田合成	3,900	3,470.00	13,533,000	
HOYA	2,700	23,070.00	62,289,000	
TOPPANホールディングス	1,800	4,816.00	8,668,800	
任天堂	7,300	13,065.00	95,374,500	
中部電力	34,800	2,357.50	82,041,000	
大阪瓦斯	13,600	5,418.00	73,684,800	
東日本旅客鉄道	24,700	4,002.00	98,849,400	
S Gホールディングス	10,500	1,552.00	16,296,000	
ビーイングホールディングス	13,200	839.00	11,074,800	
日本郵船	5,000	4,922.00	24,610,000	
T I S	12,700	5,108.00	64,871,600	
野村総合研究所	6,100	6,285.00	38,338,500	
T B Sホールディングス	8,100	5,829.00	47,214,900	
N T T	657,800	155.80	102,485,240	
K D D I	17,700	2,650.00	46,905,000	
コナミグループ	2,000	23,090.00	46,180,000	
ソフトバンクグループ	4,500	16,535.00	74,407,500	
伊藤忠商事	12,600	9,136.00	115,113,600	
丸紅	6,700	4,059.00	27,195,300	
三井物産	12,800	4,098.00	52,454,400	
住友商事	15,900	4,855.00	77,194,500	
三菱商事	33,300	3,666.00	122,077,800	
三越伊勢丹ホールディングス	9,500	2,461.00	23,379,500	
セブン&アイ・ホールディングス	21,700	2,144.00	46,524,800	
ウイルプラスホールディングス	18,800	1,035.00	19,458,000	
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	17,000	936.80	15,925,600	
丸井グループ	6,600	3,108.00	20,512,800	
イオン	22,000	2,773.00	61,006,000	
ケーズホールディングス	4,300	1,548.00	6,656,400	
ファーストリテイリング	900	55,950.00	50,355,000	
いよぎんホールディングス	9,000	2,568.50	23,116,500	
しずおかフィナンシャルグループ	17,000	2,268.00	38,556,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	6,800	2,343.00	15,932,400	
楽天銀行	1,800	7,409.00	13,336,200	
ゆうちょ銀行	11,100	1,925.00	21,367,500	
横浜フィナンシャルグループ	20,600	1,233.50	25,410,100	
おきなわフィナンシャルグループ	3,100	4,635.00	14,368,500	
三菱U F J フィナンシャル・グループ	93,000	2,463.00	229,059,000	
三井住友フィナンシャルグループ	32,200	4,771.00	153,626,200	
野村ホールディングス	53,300	1,176.50	62,707,450	
かんぽ生命保険	3,100	4,398.00	13,633,800	
東京海上ホールディングス	10,500	5,485.00	57,592,500	

オリックス	15,100	4,183.00	63,163,300	
日本取引所グループ	32,800	1,725.50	56,596,400	
ヒューリック	6,300	1,660.00	10,458,000	
オープンハウスグループ	1,300	9,166.00	11,915,800	
東急不動産ホールディングス	12,600	1,402.50	17,671,500	
三井不動産	32,200	1,765.50	56,849,100	
三菱地所	7,500	3,615.00	27,112,500	
住友不動産	6,400	7,287.00	46,636,800	
エムスリー	5,700	2,453.50	13,984,950	
オリエンタルランド	5,500	2,932.00	16,126,000	
サイバーエージェント	18,600	1,375.00	25,575,000	
楽天グループ	40,100	934.00	37,453,400	
リクルートホールディングス	6,000	7,977.00	47,862,000	
合 計	2,265,300		5,255,693,430	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年12月 1日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	29,691,232
コール・ローン	29,233,373
株式	6,221,248,353
投資証券	127,331,543
派生商品評価勘定	1,478,387
未収配当金	4,774,746
未収利息	363
差入委託証拠金	39,419,242
流動資産合計	6,453,177,239
資産合計	6,453,177,239
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,160,000
流動負債合計	1,160,000
負債合計	1,160,000
純資産の部	
元本等	
元本	624,037,872
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,827,979,367
元本等合計	6,452,017,239
純資産合計	6,452,017,239
負債純資産合計	6,453,177,239

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	（１）株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。 （３）先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。 （４）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3.費用・収益の計上基準	（１）受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 （２）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （３）派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （４）為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2025年12月 1日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年12月 3日
期首元本額	673,034,595円
期末元本額	624,037,872円
期中追加設定元本額	60,596,015円
期中一部解約元本額	109,592,738円
元本の内訳※	
明治安田アメリカ株式ファンド	332,889,879円
明治安田ライフプランファンド20	3,810,002円
明治安田ライフプランファンド50	25,701,546円
明治安田ライフプランファンド70	33,108,415円
フコク株25大河	12,458,473円
フコク株50大河	36,364,499円
フコク株75大河	61,424,298円
資産形成ファンド	108,211,722円
明治安田VAアメリカ株式ファンド（適格機関投資家専用）	8,345,195円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	181,467円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	399,266円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	1,143,110円
2. 1口当たり純資産額	10.3391円
（10,000口当たり純資産額）	（103,391円）

（注）※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHEVRON CORP	1,020	151.13	154,152.60	
	CONOCOPHILLIPS	160	88.69	14,190.40	
	EXPAND ENERGY CORP	780	121.93	95,105.40	
	EXXON MOBIL CORP	2,204	115.92	255,487.68	
	KINDER MORGAN INC	910	27.32	24,861.20	
	MARATHON PETROLEUM CORP	1,030	193.73	199,541.90	
	ONEOK INC	290	72.82	21,117.80	
	TARGA RESOURCES CORP	180	175.31	31,555.80	
	WILLIAMS COS INC	3,650	60.93	222,394.50	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	50	261.05	13,052.50	
	BALL CORP	1,990	49.53	98,564.70	
	ECOLAB INC	540	275.16	148,586.40	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	440	42.98	18,911.20	
	LINDE PLC	248	410.32	101,759.36	
	NEWMONT GOLDCORP CORP	2,310	90.73	209,586.30	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	250	204.07	51,017.50	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	540	343.69	185,592.60	
	SOLSTICE ADV MATERIALS INC	57	47.68	2,717.76	
	3M CO	70	172.05	12,043.50	
	BOEING CO/THE	90	189.00	17,010.00	
	CATERPILLAR INC	110	575.76	63,333.60	
	CUMMINS INC	70	497.98	34,858.60	
	DEERE & CO	56	464.49	26,011.44	
	EATON CORP PLC	50	345.89	17,294.50	
	EMERSON ELECTRIC CO	140	133.38	18,673.20	
	FASTENAL CO	510	40.40	20,604.00	
	GE AEROSPACE	1,070	298.45	319,341.50	
	GE VERNOVA INC	250	599.77	149,942.50	
	GENERAL DYNAMICS CORP	418	341.63	142,801.34	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,340	192.19	257,534.60	
	HOWMET AEROSPACE INC	860	204.59	175,947.40	
	HUBBELL INC	44	431.43	18,982.92	
	IDEX CORP	90	173.93	15,653.70	
	ILLINOIS TOOL WORKS	90	249.28	22,435.20	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	1,590	116.31	184,932.90	
	LOCKHEED MARTIN CORP	486	457.86	222,519.96	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	30	572.25	17,167.50	
	OTIS WORLDWIDE CORP	180	88.85	15,993.00	
	PARKER HANNIFIN CORP	28	861.70	24,127.60	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	490	395.86	193,971.40	

RTX CORP	1,870	174.91	327,081.70
SMITH (A.O.)CORP	2,570	65.98	169,568.60
SNAP-ON INC	70	340.05	23,803.50
AUTOMATIC DATA PROCESSING	90	255.30	22,977.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	560	228.09	127,730.40
JACOBS SOLUTIONS INC	100	134.81	13,481.00
PAYCHEX INC	150	111.69	16,753.50
ROLLINS INC	3,210	61.48	197,350.80
WASTE MANAGEMENT INC	60	217.87	13,072.20
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	1,130	173.96	196,574.80
UBER TECHNOLOGIES INC	280	87.54	24,511.20
UNION PACIFIC CORP	620	231.83	143,734.60
TESLA INC	1,818	430.17	782,049.06
DECKERS OUTDOOR CORP	160	88.03	14,084.80
GARMIN LTD	370	195.32	72,268.40
AIRBNB INC-CLASS A	1,330	116.99	155,596.70
BOOKING HOLDINGS INC	52	4,914.69	255,563.88
CARNIVAL CORP	990	25.78	25,522.20
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	520	34.52	17,950.40
DOMINO'S PIZZA INC	40	419.63	16,785.20
DOORDASH INC - A	120	198.37	23,804.40
MCDONALD'S CORP	227	311.82	70,783.14
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	40	266.25	10,650.00
ALPHABET INC-CL A	3,700	320.18	1,184,666.00
ALPHABET INC-CL C	3,305	320.12	1,057,996.60
COMCAST CORP-CLASS A	790	26.69	21,085.10
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	230	131.45	30,233.50
META PLATFORMS INC-CLASS A	1,652	647.95	1,070,413.40
NETFLIX INC	4,280	107.58	460,442.40
OMNICOM GROUP	1,840	71.62	131,780.80
WALT DISNEY CO/THE	1,490	104.47	155,660.30
AMAZON.COM INC	7,461	233.22	1,740,054.42
AUTOZONE INC	8	3,954.33	31,634.64
BEST BUY CO INC	400	79.28	31,712.00
HOME DEPOT INC	613	356.92	218,791.96
LOWE'S COS INC	130	242.48	31,522.40
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,785	101.70	181,534.50
POOL CORP	70	243.60	17,052.00
TJX COMPANIES INC	1,490	151.92	226,360.80
TRACTOR SUPPLY COMPANY	340	54.78	18,625.20
COSTCO WHOLESALE CORP	413	913.59	377,312.67
KROGER CO	370	67.28	24,893.60

WALMART INC	2,880	110.51	318,268.80
ALTRIA GROUP INC	4,040	59.01	238,400.40
COCA-COLA CO/THE	3,344	73.12	244,513.28
KRAFT HEINZ CO/THE	620	25.51	15,816.20
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	950	67.48	64,106.00
MOLSON COORS BREWING CO -B	350	46.51	16,278.50
MONSTER BEVERAGE CORP	1,940	74.99	145,480.60
PEPSICO INC	100	148.74	14,874.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	860	157.48	135,432.80
TYSON FOODS INC-CL A	2,020	58.05	117,261.00
COLGATE-PALMOLIVE CO	1,730	80.39	139,074.70
KENVUE INC	570	17.35	9,889.50
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,400	148.16	355,584.00
ABBOTT LABORATORIES	1,530	128.90	197,217.00
BECTON DICKINSON AND CO	740	194.02	143,574.80
BOSTON SCIENTIFIC CORP	180	101.58	18,284.40
CENTENE CORP	2,500	39.34	98,350.00
CVS HEALTH CORPORATION	290	80.36	23,304.40
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	260	86.67	22,534.20
ELEVANCE HEALTH INC	60	338.26	20,295.60
HCA HEALTHCARE INC	460	508.29	233,813.40
IDEXX LABORATORIES INC	66	752.88	49,690.08
INTUITIVE SURGICAL INC	35	573.48	20,071.80
MEDTRONIC PLC	250	105.33	26,332.50
SOLVENTUM CORP	2,500	85.26	213,150.00
STRYKER CORP	70	371.18	25,982.60
THE CIGNA GROUP	100	277.28	27,728.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	618	329.77	203,797.86
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	80	243.63	19,490.40
ABBVIE INC	1,880	227.70	428,076.00
AMGEN INC	50	345.46	17,273.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	4,580	49.20	225,336.00
DANAHER CORP	130	226.78	29,481.40
ELI LILLY AND COMPANY	428	1,075.47	460,301.16
GILEAD SCIENCES INC	620	125.84	78,020.80
INCYTE CORP	1,190	104.46	124,307.40
JOHNSON & JOHNSON	2,420	206.92	500,746.40
MERCK & CO. INC.	1,340	104.83	140,472.20
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	112	1,476.72	165,392.64
REGENERON PHARMACEUTICALS	32	780.19	24,966.08
REVVITY INC	160	104.41	16,705.60
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	67	590.83	39,585.61

WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	550	277.25	152,487.50
ZOETIS INC	1,370	128.18	175,606.60
BANK OF AMERICA CORP	2,680	53.65	143,782.00
CITIGROUP INC	230	103.60	23,828.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	430	54.10	23,263.00
JPMORGAN CHASE & CO	1,402	313.08	438,938.16
KEYCORP	6,850	18.38	125,903.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	900	190.72	171,648.00
REGIONS FINANCIAL CORP	4,720	25.45	120,124.00
TRUIST FINANCIAL CORP	3,510	46.50	163,215.00
US BANCORP	4,920	49.05	241,326.00
WELLS FARGO & CO	1,310	85.85	112,463.50
AMERICAN EXPRESS CO	80	365.27	29,221.60
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	250	112.10	28,025.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	987	513.81	507,130.47
BLACKROCK INC	19	1,047.30	19,898.70
BLACKSTONE INC	100	146.42	14,642.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	310	219.07	67,911.70
CME GROUP INC	50	281.46	14,073.00
CORPAY INC	552	295.80	163,281.60
FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	1,350	65.77	88,789.50
FISERV INC	320	61.47	19,670.40
FRANKLIN RESOURCES INC	680	22.59	15,361.20
GLOBAL PAYMENTS INC	200	75.76	15,152.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	51	826.04	42,128.04
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	1,110	157.30	174,603.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	1,150	174.48	200,652.00
MASTERCARD INC - A	780	550.53	429,413.40
MORGAN STANLEY	220	169.66	37,325.20
NASDAQ INC	1,080	90.92	98,193.60
PAYPAL HOLDINGS INC	2,270	62.69	142,306.30
S&P GLOBAL INC	309	498.83	154,138.47
SCHWAB (CHARLES) CORP	2,970	92.73	275,408.10
STATE STREET CORP	130	119.02	15,472.60
VISA INC-CLASS A SHARES	1,587	334.44	530,756.28
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	1,700	76.16	129,472.00
CHUBB LTD	60	296.18	17,770.80
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,120	167.59	187,700.80
GLOBE LIFE INC	110	134.73	14,820.30
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	130	137.03	17,813.90
MARSH & MCLENNAN COS	620	183.45	113,739.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	210	84.82	17,812.20

PROGRESSIVE CORP	100	228.79	22,879.00
TRAVELERS COS INC/THE	60	292.86	17,571.60
ACCENTURE PLC-CL A	100	250.00	25,000.00
ADOBE INC	332	320.13	106,283.16
APPLOVIN CORP-CLASS A	259	599.48	155,265.32
AUTODESK INC	170	303.34	51,567.80
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	412	509.16	209,773.92
FAIR ISAAC CORP	85	1,805.83	153,495.55
FORTINET INC	320	81.13	25,961.60
GODADDY INC - CLASS A	110	127.86	14,064.60
INTL BUSINESS MACHINES CORP	250	308.58	77,145.00
INTUIT INC	36	634.08	22,826.88
MICROSOFT CORP	5,192	492.01	2,554,515.92
ORACLE CORP	1,130	201.95	228,203.50
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	2,420	168.45	407,649.00
PALO ALTO NETWORKS INC	1,070	190.13	203,439.10
ROPER TECHNOLOGIES INC	29	446.22	12,940.38
SALESFORCE INC	920	230.54	212,096.80
SERVICENOW INC	197	812.41	160,044.77
TYLER TECHNOLOGIES INC	27	469.62	12,679.74
WORKDAY INC-CLASS A	60	215.62	12,937.20
AMPHENOL CORP-CL A	1,810	140.90	255,029.00
APPLE INC	10,726	278.85	2,990,945.10
ARISTA NETWORKS INC	1,880	130.68	245,678.40
CDW CORP/DE	120	144.22	17,306.40
CISCO SYSTEMS INC	1,370	76.94	105,407.80
DELL TECHNOLOGIES -C	720	133.35	96,012.00
F5 INC	120	239.16	28,699.20
JABIL INC	480	210.71	101,140.80
MOTOROLA SOLUTIONS INC	50	369.68	18,484.00
AT&T INC	920	26.02	23,938.40
T-MOBILE US INC	750	209.01	156,757.50
VERIZON COMMUNICATIONS INC	880	41.11	36,176.80
AMERICAN ELECTRIC POWER	180	123.77	22,278.60
CONSTELLATION ENERGY	424	364.36	154,488.64
DOMINION ENERGY INC	310	62.77	19,458.70
DTE ENERGY COMPANY	1,330	137.03	182,249.90
DUKE ENERGY CORP	180	123.94	22,309.20
EDISON INTERNATIONAL	230	58.89	13,544.70
EVERSOURCE ENERGY	380	67.18	25,528.40
EXELON CORP	440	47.12	20,732.80
FIRSTENERGY CORP	760	47.72	36,267.20

NEXTERA ENERGY INC	2,230	86.29	192,426.70	
P G & E CORP	990	16.12	15,958.80	
SOUTHERN CO	1,200	91.12	109,344.00	
WEC ENERGY GROUP INC	1,380	112.07	154,656.60	
ADVANCED MICRO DEVICES	740	217.53	160,972.20	
ANALOG DEVICES INC	140	265.34	37,147.60	
APPLIED MATERIALS INC	480	252.25	121,080.00	
BROADCOM INC	3,010	402.96	1,212,909.60	
INTEL CORP	530	40.56	21,496.80	
KLA CORPORATION	194	1,175.47	228,041.18	
LAM RESEARCH CORP	1,470	156.00	229,320.00	
MICRON TECHNOLOGY INC	1,340	236.48	316,883.20	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	180	928.17	167,070.60	
NVIDIA CORP	17,880	177.00	3,164,760.00	
QUALCOMM INC	250	168.09	42,022.50	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	190	65.95	12,530.50	
TEXAS INSTRUMENTS INC	180	168.27	30,288.60	
米ドル 小計	235,107		39,913,058.02 (6,221,248,353)	
合 計	235,107		6,221,248,353 (6,221,248,353)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	370	67,069.90	
		BXP INC	200	14,472.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	2,940	181,545.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	880	16,068.80	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	11,310	199,395.30	
		KIMCO REALTY CORP	1,330	27,477.80	
		REALTY INCOME CORP	2,320	133,655.20	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	160	29,811.20	
		VICI PROPERTIES INC	3,670	105,769.40	
		WELLTOWER INC	200	41,644.00	
米ドル合計			23,380	816,908.60 (127,331,543)	
合計				127,331,543 (127,331,543)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 225銘柄	96.4%	—	98.0%
	投資証券 10銘柄	—	2.0%	2.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2025年12月 1日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	73,364,931	-	74,843,318	1,478,387
合計		73,364,931	-	74,843,318	1,478,387

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年12月 1日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	30,585,824
コール・ローン	36,413,449
株式	2,646,214,193
投資証券	43,849,463
派生商品評価勘定	3,450,999
未収配当金	2,926,941
未収利息	453
差入委託証拠金	29,095,023
流動資産合計	2,792,536,345
資産合計	2,792,536,345
負債の部	
流動負債	
未払解約金	210,000
流動負債合計	210,000
負債合計	210,000
純資産の部	
元本等	
元本	559,585,043
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,232,741,302
元本等合計	2,792,326,345
純資産合計	2,792,326,345
負債純資産合計	2,792,536,345

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。 (3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。 (4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年12月 1日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年12月 3日
期首元本額	549,780,528円
期末元本額	559,585,043円
期中追加設定元本額	122,191,828円
期中一部解約元本額	112,387,313円
元本の内訳※	
明治安田欧州株式ファンド	221,938,084円
明治安田ライフプランファンド20	7,819,497円
明治安田ライフプランファンド50	52,462,225円
明治安田ライフプランファンド70	68,082,063円
フコク株25大河	17,056,449円
フコク株50大河	49,396,150円
フコク株75大河	83,161,727円
資産形成ファンド	49,443,875円
明治安田VA欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	6,692,466円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	374,627円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	807,335円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	2,350,545円
2. 1口当たり純資産額	4.9900円
(10,000口当たり純資産額)	(49,900円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

米ドル	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	166	598.87	99,412.42	
米ドル 小計		166		99,412.42 (15,495,413)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	2,470	56.80	140,296.00	
	ARKEMA	1,586	52.45	83,185.70	
	DSM-FIRMENICH AG	1,419	70.76	100,408.44	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	481	221.30	106,445.30	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,406	79.65	111,987.90	
	AIRBUS SE	743	204.45	151,906.35	
	BOUYGUES SA	1,743	43.02	74,983.86	
	DASSAULT AVIATION SA	369	270.60	99,851.40	
	EIFFAGE	929	119.00	110,551.00	
	GEA GROUP AG	1,658	58.40	96,827.20	
	RHEINMETALL AG	61	1,480.50	90,310.50	
	SAFRAN SA	512	290.30	148,633.60	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	662	231.00	152,922.00	
	SIEMENS AG-REG	1,016	228.30	231,952.80	
	SIEMENS ENERGY AG	1,026	115.30	118,297.80	
	THALES SA	403	225.40	90,836.20	
	VINCI SA	885	122.25	108,191.25	
	WARTSILA OYJ	4,022	27.91	112,254.02	
	BUREAU VERITAS SA	2,330	27.58	64,261.40	
	AENA SME SA	4,245	23.46	99,587.70	
	RYANAIR HOLDINGS PLC	4,272	28.22	120,555.84	
	CONTINENTAL AG	1,522	64.54	98,229.88	
	FERRARI NV	296	337.80	99,988.80	
	ADIDAS AG	574	160.40	92,069.60	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	324	635.50	205,902.00	
	AMADEUS IT GROUP SA	1,358	63.34	86,015.72	
	FDJ UNITED	3,070	24.26	74,478.20	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	1,322	84.35	111,510.70	
	PUBLICIS GROUPE	1,228	83.98	103,127.44	
	INDITEX	275	48.25	13,268.75	
	ZALANDO SE	2,195	23.20	50,924.00	
	DANONE	1,295	77.00	99,715.00	
	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	1,441	69.58	100,264.78	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG	2,282	41.25	94,132.50	
	SANOFI	1,338	85.76	114,746.88	
	UCB SA	346	240.50	83,213.00	
	AIB GROUP PLC	13,342	8.85	118,076.70	
	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	9,698	8.15	79,067.79	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	6,138	18.56	113,951.97	
	BANCO BPM SPA	8,887	12.41	110,332.10	

	BANCO SANTANDER SA	19,568	9.24	180,867.02	
	BNP PARIBAS	1,749	73.69	128,883.81	
	BPER BANCA SPA	7,301	10.38	75,784.38	
	CAIXABANK	1,550	9.61	14,904.80	
	CREDIT AGRICOLE SA	7,029	16.52	116,119.08	
	ERSTE GROUP BANK AG	1,115	94.15	104,977.25	
	ING GROEP NV-CVA	5,299	22.35	118,432.65	
	NORDEA BANK ABP	7,223	15.24	110,078.52	
	UNICREDIT SPA	1,619	64.09	103,761.71	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	3,470	30.61	106,216.70	
	ALLIANZ SE-REG	519	372.30	193,223.70	
	ASR NEDERLAND NV	1,686	58.16	98,057.76	
	AXA SA	2,727	38.90	106,080.30	
	GENERALI	1,132	34.18	38,691.76	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	191	544.00	103,904.00	
	SAMPO OYJ-A SHS	10,013	10.13	101,481.75	
	CAPGEMINI SE	61	134.80	8,222.80	
	SAP SE	1,405	208.55	293,012.75	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	3,979	27.76	110,457.04	
	KONINKLIJKE KPN NV	19,488	3.94	76,782.72	
	TELEFONICA SA	20,676	3.73	77,224.86	
	ACCIONA SA	534	172.90	92,328.60	
	E.ON SE	6,317	15.35	96,965.95	
	ELIA GROUP SA/NV	1,022	104.10	106,390.20	
	ENEL SPA	11,697	8.90	104,196.87	
	IBERDROLA SA	8,964	18.18	163,010.34	
	RWE AG	2,644	43.74	115,648.56	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE	11,629	9.08	105,684.35	
	ASM INTERNATIONAL NV	190	474.40	90,136.00	
	ASML HOLDING NV	545	903.40	492,353.00	
	ユーロ 小計	250,511		7,897,141.30 (1,428,355,946)	
イギリスポンド	SHELL PLC	8,216	27.83	228,692.36	
	FRESNILLO PLC	4,057	26.34	106,861.38	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	11,678	10.68	124,721.04	
	EXPERIAN PLC	2,541	33.23	84,437.43	
	INTERTEK GROUP PLC	979	46.26	45,288.54	
	RELX PLC	2,685	30.31	81,382.35	
	COMPASS GROUP PLC	3,576	23.72	84,822.72	
	ENTAIN PLC	11,376	7.77	88,391.52	
	PEARSON PLC	2,063	9.97	20,580.48	
	AUTO TRADER GROUP PLC	2,293	6.39	14,652.27	
	KINGFISHER PLC	28,445	3.05	86,927.92	

	NEXT PLC	657	141.20	92,768.40	
	SAINSBURY (J) PLC	28,606	3.22	92,168.53	
	TESCO PLC	21,662	4.50	97,543.98	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	2,564	37.88	97,124.32	
	IMPERIAL BRANDS PLC	2,929	32.08	93,962.32	
	UNILEVER PLC	3,196	45.44	145,226.24	
	SMITH & NEPHEW PLC	6,260	12.54	78,531.70	
	ASTRAZENECA PLC	2,148	139.74	300,161.52	
	GSK PLC	5,698	17.91	102,051.18	
	HALEON PLC	18,213	3.70	67,552.01	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	5,291	15.54	82,222.14	
	HSBC HOLDINGS PLC	24,425	10.70	261,396.35	
	NATWEST GROUP PLC	16,707	6.32	105,621.65	
	3I GROUP PLC	298	31.58	9,410.84	
	SCHRODERS PLC	6,510	3.88	25,284.84	
	SAGE GROUP PLC/THE	7,842	10.74	84,262.29	
イギリスポンド 小計		230,915		2,702,046.32 (557,756,401)	
スイスフラン	GIVAUDAN-REG	28	3,387.00	94,836.00	
	HOLCIM LTD	1,455	75.22	109,445.10	
	SIG GROUP AG	7,376	9.73	71,805.36	
	SIKA AG-REG	605	158.25	95,741.25	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	325	287.00	93,275.00	
	SGS SA-REG	1,145	92.16	105,523.20	
	AVOLTA AG	1,729	44.12	76,283.48	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	7	11,820.00	82,740.00	
	NESTLE SA-REG	3,332	79.83	265,993.56	
	GALDERMA GROUP AG	668	160.00	106,880.00	
	NOVARTIS AG-REG	2,722	104.48	284,394.56	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	962	307.40	295,718.80	
	UBS GROUP AG-REG	4,070	31.02	126,251.40	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	167	577.20	96,392.40	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	983	90.30	88,764.90	
スイスフラン 小計		25,574		1,994,045.01 (386,924,493)	
スウェーデンク ローナ	EVOLUTION AB	1,340	645.20	864,568.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	4,309	261.20	1,125,510.80	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	6,787	187.85	1,274,937.95	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	9,243	130.90	1,209,908.70	
	SWEDBANK AB - A SHARES	4,189	300.30	1,257,956.70	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	2,845	396.70	1,128,611.50	
	TELE2 AB-B SHS	6,965	150.20	1,046,143.00	
		35,678		7,907,636.65	

スウェーデンクローナ 小計				(130,396,928)	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	4,748	233.10	1,106,758.80	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	4,625	239.70	1,108,612.50	
	DNB BANK ASA	2,809	270.50	759,834.50	
ノルウェークローネ 小計		12,182		2,975,205.80 (45,818,169)	
デンマーククローネ	ROCKWOOL A/S-B SHS	559	217.45	121,554.55	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	6,414	153.15	982,304.10	
	NOVO NORDISK A/S-B	4,360	317.00	1,382,120.00	
	DANSKE BANK A/S	2,965	296.00	877,640.00	
デンマーククローネ 小計		14,298		3,363,618.65 (81,466,843)	
合 計		569,324		2,646,214,193 (2,646,214,193)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

(2) 株式会社 三井物産証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	投資証券	GECINA SA	570	45,543.00	
		KLEPIERRE	3,096	103,901.76	
ユーロ合計			3,666	149,444.76 (27,030,073)	
イギリス ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	13,468	81,481.40	
イギリスポンド合計			13,468	81,481.40 (16,819,390)	
合計				43,849,463 (43,849,463)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 1銘柄	0.6%	—	0.6%
ユーロ	株式 70銘柄	51.2%	—	53.2%
	投資証券 2銘柄	—	1.0%	1.0%
イギリスポンド	株式 27銘柄	20.0%	—	20.7%
	投資証券 1銘柄	—	0.6%	0.6%
スイスフラン	株式 15銘柄	13.9%	—	14.4%
スウェーデンクローナ	株式 7銘柄	4.7%	—	4.8%
ノルウェークローネ	株式 3銘柄	1.6%	—	1.7%
デンマーククローネ	株式 4銘柄	2.9%	—	3.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2025年12月 1日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	88,912,075	-	92,363,074	3,450,999
合計		88,912,075	-	92,363,074	3,450,999

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

＊上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

明治安田アジア株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年12月 1日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	126,978,613
コール・ローン	91,726,936
株式	10,150,116,768
投資信託受益証券	115,503,098
未収配当金	3,539,678
未収利息	1,141
流動資産合計	10,487,866,234
資産合計	10,487,866,234
負債の部	
流動負債	
未払解約金	70,000
流動負債合計	70,000
負債合計	70,000
純資産の部	
元本等	
元本	828,525,605
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	9,659,270,629
元本等合計	10,487,796,234
純資産合計	10,487,796,234
負債純資産合計	10,487,866,234

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。 (3) 為替予約取引
-------------------	--

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。 (1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年12月 1日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年12月 3日
期首元本額	842,070,005円
期末元本額	828,525,605円
期中追加設定元本額	218,146円
期中一部解約元本額	13,762,546円
元本の内訳※	
資産形成ファンド	4,872,014円
明治安田V Aアジア株式ファンド（適格機関投資家専用）	823,653,591円
2. 1口当たり純資産額	12.6584円
(10,000口当たり純資産額)	(126,584円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	24,300	65.60	1,594,080.00	
	PDD HOLDINGS INC-ADR	9,411	116.08	1,092,428.88	
	SEA LTD-ADR	5,704	139.01	792,913.04	
米ドル 小計		39,415		3,479,421.92 (542,337,494)	
香港ドル	ZIJIN GOLD INTERNATIONAL CO	26,300	139.20	3,660,960.00	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-H	14,800	472.00	6,985,600.00	
	BYD CO LTD-H	32,400	97.50	3,159,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	163,000	40.24	6,559,120.00	
	TRIP.COM GROUP LTD	25,850	535.00	13,829,750.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	108,600	67.80	7,363,080.00	
	NETEASE INC	43,700	214.00	9,351,800.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	58,800	611.50	35,956,200.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	211,352	151.50	32,019,828.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	321,500	31.16	10,017,940.00	
	WUXI XDC CAYMAN INC	77,500	65.45	5,072,375.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	918,000	8.17	7,500,060.00	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	136,000	52.30	7,112,800.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	90,400	109.30	9,880,720.00	

	IND & COMM BK OF CHINA-H	1,131,000	6.44	7,283,640.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	19,100	411.00	7,850,100.00	
	AIA GROUP LTD	101,200	80.60	8,156,720.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	93,500	56.70	5,301,450.00	
	HORIZON ROBOTICS INC	585,000	7.88	4,609,800.00	
	CIG SHANGHAI CO LTD-H	134,150	83.00	11,134,450.00	
	XIAOMI CORP-CLASS B	163,400	41.02	6,702,668.00	
香港ドル 小計		4,455,552		209,508,061.00 (4,192,256,300)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	32,670	54.20	1,770,714.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	223,100	4.73	1,055,263.00	
シンガポールドル 小計		255,770		2,825,977.00 (339,880,253)	
マレーシアリングット	FRONTKEN CORP BHD	628,900	4.34	2,729,426.00	
		628,900		2,729,426.00 (103,073,770)	
マレーシアリングット 小計		628,900		2,729,426.00 (103,073,770)	
フィリピンペソ	BDO UNIBANK INC	170,953	131.00	22,394,843.00	
		170,953		22,394,843.00 (59,532,211)	
フィリピンペソ 小計		170,953		22,394,843.00 (59,532,211)	
インドネシアルピア	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	113,306,700	64.00	7,251,628,800.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	557,600	8,275.00	4,614,140,000.00	
インドネシアルピア 小計		113,864,300		11,865,768,800.00 (111,538,226)	
韓国ウォン	SK SQUARE CO LTD	7,115	298,000.00	2,120,270,000.00	
	KIA CORP	5,408	114,100.00	617,052,800.00	
	NAVER CORP	4,172	244,000.00	1,017,968,000.00	
	HUGEL INC	1,946	228,500.00	444,661,000.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	179	1,607,000.00	287,653,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	14,456	124,800.00	1,804,108,800.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	2,586	481,500.00	1,245,159,000.00	
	ISUPETASYS CO LTD	12,965	144,000.00	1,866,960,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	54,553	100,500.00	5,482,576,500.00	
	SK HYNIX INC	9,662	530,000.00	5,120,860,000.00	
韓国ウォン 小計		113,042		20,007,269,100.00 (2,124,771,978)	
新台湾ドル	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	1,130,000	43.45	49,098,500.00	
	ACCTON TECHNOLOGY CORP	24,000	1,025.00	24,600,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	93,000	932.00	86,676,000.00	
	GOLD CIRCUIT ELECTRONICS LTD	64,000	633.00	40,512,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	261,000	225.50	58,855,500.00	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	141,000	186.50	26,296,500.00	
	WIWYNN CORP	7,000	4,570.00	31,990,000.00	

	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	71,000	229.50	16,294,500.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	41,000	376.00	15,416,000.00	
	MEDIATEK INC	10,000	1,395.00	13,950,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	122,000	1,440.00	175,680,000.00	
新台湾ドル 小計		1,964,000		539,369,000.00 (2,676,726,536)	
合 計		121,491,932		10,150,116,768 (10,150,116,768)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
シンガポールドル	投資信託受益証券	CENTURION ACCOMMODATION REIT	835,100	960,365.00	
シンガポールドル合計			835,100	960,365.00 (115,503,098)	
合計				115,503,098 (115,503,098)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 3銘柄	5.2%	—	5.3%
香港ドル	株式 21銘柄	40.0%	—	40.8%
シンガポールドル	株式 2銘柄	3.2%	—	3.3%
	投資信託受益証券 1銘柄	—	1.1%	1.1%
マレーシアリングgit	株式 1銘柄	1.0%	—	1.0%
フィリピンペソ	株式 1銘柄	0.6%	—	0.6%
インドネシアルピア	株式 2銘柄	1.1%	—	1.1%
韓国ウォン	株式 10銘柄	20.3%	—	20.7%
新台湾ドル	株式 11銘柄	25.5%	—	26.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年12月 1日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	458,461,249
国債証券	14,598,425,620
特殊債券	1,704,078,123
社債券	18,358,385,900
未収入金	1,312,226,600
未収利息	165,189,703
前払費用	22,845,160
流動資産合計	36,619,612,355
資産合計	36,619,612,355
負債の部	
流動負債	
未払金	1,357,688,050
流動負債合計	1,357,688,050
負債合計	1,357,688,050
純資産の部	
元本等	
元本	26,630,985,460
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	8,630,938,845
元本等合計	35,261,924,305
純資産合計	35,261,924,305
負債純資産合計	36,619,612,355

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2025年12月 1日現在

1. 元本の移動	
期首	2024年12月 3日
期首元本額	26,152,813,102円
期末元本額	26,630,985,460円
期中追加設定元本額	1,178,480,990円
期中一部解約元本額	700,308,632円
元本の内訳※	
明治安田日本債券ファンド	23,652,616,147円
明治安田ライフプランファンド20	687,132,272円
明治安田ライフプランファンド50	589,322,289円
明治安田ライフプランファンド70	285,458,577円
資産形成ファンド	1,364,424,925円
明治安田VA日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,971,506円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	32,136,339円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	8,747,130円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	9,176,275円
2. 1口当たり純資産額	1.3241円
(10,000口当たり純資産額)	(13,241円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第４６１回利付国債２年	70,000,000	69,911,100	
	第４７８回利付国債２年	243,000,000	243,000,000	
	第１３回利付国債４０年	32,000,000	13,712,960	
	第１４回利付国債４０年	68,000,000	31,088,240	
	第１５回利付国債４０年	100,000,000	50,100,000	
	第１７回利付国債４０年	361,000,000	259,183,560	
	第１８回利付国債４０年	408,000,000	367,032,720	
	第３７２回利付国債１０年	200,000,000	187,216,000	
	第３８０回利付国債１０年	1,321,000,000	1,301,858,710	
	第３２回利付国債３０年	131,000,000	129,811,830	
	第５０回利付国債３０年	83,000,000	56,474,030	
	第５１回利付国債３０年	200,000,000	119,714,000	
	第５２回利付国債３０年	135,000,000	84,221,100	
	第５５回利付国債３０年	297,000,000	194,552,820	
	第５７回利付国債３０年	490,000,000	316,103,900	
	第６０回利付国債３０年	225,000,000	145,467,000	
	第６１回利付国債３０年	69,000,000	42,020,310	
	第６７回利付国債３０年	278,000,000	156,185,960	
	第６８回利付国債３０年	202,000,000	112,231,200	
	第６９回利付国債３０年	504,000,000	285,531,120	
	第７１回利付国債３０年	404,000,000	224,615,920	
	第７２回利付国債３０年	485,000,000	267,681,200	
	第７４回利付国債３０年	489,000,000	291,282,630	
	第７５回利付国債３０年	591,000,000	381,129,990	
	第７９回利付国債３０年	77,000,000	47,528,250	
	第８２回利付国債３０年	250,000,000	179,377,500	
	第８３回利付国債３０年	189,000,000	149,122,890	
	第８６回利付国債３０年	55,000,000	45,234,750	
	第８７回利付国債３０年	103,000,000	92,325,080	
	第８８回利付国債３０年	178,000,000	172,985,740	
	第１７０回利付国債２０年	1,722,000,000	1,312,422,300	
	第１７１回利付国債２０年	735,000,000	555,321,900	
	第１７２回利付国債２０年	186,000,000	141,581,340	
	第１７３回利付国債２０年	174,000,000	131,373,480	
	第１７４回利付国債２０年	291,000,000	217,918,260	
	第１７６回利付国債２０年	728,000,000	545,468,560	
	第１７７回利付国債２０年	863,000,000	630,447,390	
	第１７８回利付国債２０年	484,000,000	356,780,600	
	第１７９回利付国債２０年	445,000,000	325,535,300	

	第180回利付国債20年	430,000,000	329,341,300	
	第181回利付国債20年	465,000,000	359,798,400	
	第183回利付国債20年	500,000,000	415,855,000	
	第185回利付国債20年	1,333,000,000	1,041,232,960	
	第186回利付国債20年	400,000,000	332,692,000	
	第187回利付国債20年	166,000,000	132,645,620	
	第189回利付国債20年	303,000,000	265,015,920	
	第193回利付国債20年	1,050,000,000	996,355,500	
	第194回利付国債20年	504,000,000	491,939,280	
国債証券 合計		19,017,000,000	14,598,425,620	
特殊債券	第1回アフリカ輸出入銀行円貨債券	500,000,000	498,890,000	
	第10回アフリカ輸出入銀行円貨債券	300,000,000	298,764,000	
	政府保証第353回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	98,644,000	
	第219回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	592,956,000	558,849,170	
	第134回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	130,848,000	108,517,480	
	第277回住宅金融支援機構債券	100,000,000	53,069,000	
	第214回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,860,000	87,344,473	
特殊債券 合計		1,920,664,000	1,704,078,123	
社債券	第9回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付）	700,000,000	691,962,600	
	第1回フォルヴィア・エス・イー円貨社債	200,000,000	199,702,000	
	第27回ルノー円貨社債	1,100,000,000	1,095,919,000	
	第3回積水ハウス無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	96,209,600	
	楽天グループユーロ円債29／04／24	1,000,000,000	1,096,247,000	
	アフラック変動利付ユーロ円債47／10／23	100,000,000	99,257,200	
	第2回アフラック生命保険（劣後特約付）	200,000,000	195,265,200	
	第4回ヒューリック無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	96,120,700	
	第7回ヒューリック無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,079,900	
	第1回住友化学無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	761,972,800	
	第3回住友化学無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	206,187,000	
	第2回武田薬品工業無担保社債（劣後特約付）	900,000,000	888,568,200	
	第9回第一三共無担保社債	300,000,000	296,892,000	
	第10回第一三共無担保社債	200,000,000	196,398,000	
	第18回楽天グループ無担保社債	400,000,000	346,548,000	
	第1回楽天グループ無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	304,463,100	
	第3回ENEOSホールディングス無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	410,233,000	
	第5回ENEOSホールディングス無担保社債（劣後特約付）	300,000,000	284,161,800	
	第5回日本製鉄無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	95,607,500	
	第6回日本製鉄無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	562,413,000	
	第2回パナソニック無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	193,477,400	
	第3回パナソニック無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	726,631,200	
	第2回かんぽ生命無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	375,123,200	

第2 2 回三井住友フィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	400,000,000	398,713,600	
第2 3 回三井住友フィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	295,971,300	
第1 3 回三井住友フィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	100,000,000	99,512,300	
第1 5 回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	400,000,000	396,484,000	
第2 3 回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	100,000,000	99,196,600	
第2 4 回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	600,000,000	591,411,600	
第3 回東京センチュリー無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	96,852,200	
第3 回大和証券グループ本社無担保永久社債（劣後特約付）	200,000,000	197,183,400	
第5 回野村ホールディングス無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	295,289,700	
第6 回野村ホールディングス無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	293,058,000	
第3 回東京建物無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	184,830,000	
第4 回東京建物無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,407,100	
第1 1 2 回東武鉄道無担保社債	200,000,000	167,026,000	
第1 3 3 回東日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	52,660,000	
第1 4 4 回東日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	52,479,000	
第1 6 6 回東日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	106,890,000	
第5 4 回西日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	61,183,000	
第5 5 回西日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	60,568,000	
第5 6 回西日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	105,874,000	
第6 7 回西日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	108,026,000	
第6 8 回西日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	91,302,000	
第7 1 回西日本旅客鉄道無担保社債	400,000,000	186,664,000	
第7 6 回西日本旅客鉄道無担保社債	300,000,000	157,992,000	
第5 4 回東京地下鉄（一般担保付）	200,000,000	92,188,000	
第4 3 回南海電気鉄道無担保社債	200,000,000	163,824,000	
第1 回日本航空無担保永久社債（劣後特約付）	200,000,000	201,941,800	
第1 8 回光通信無担保社債	400,000,000	364,072,000	
第3 0 回光通信無担保社債	100,000,000	92,452,000	
第3 1 回光通信無担保社債	400,000,000	321,784,000	
第8 回GMOインターネット無担保社債	200,000,000	195,644,000	
第1 1 回GMOインターネット無担保社債	100,000,000	97,790,000	
第3 3 2 回北陸電力（一般担保付）	400,000,000	326,500,000	
第5 6 3 回東北電力（一般担保付）	100,000,000	91,399,000	
第6 2 回電源開発無担保社債	400,000,000	333,388,000	
第3 2 回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	200,000,000	178,640,000	
第4 6 回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	84,082,000	
第6 9 回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	300,000,000	284,034,000	
第8 6 回東京電力パワーグリッド無担保社債	100,000,000	98,269,000	
第5 1 回東京瓦斯無担保社債	200,000,000	110,228,000	

第6 1回ソフトバンクグループ無担保社債	200,000,000	196,760,000	
第4回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	400,488,800	
第5回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	300,000,000	300,253,500	
第7回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	900,000,000	908,634,600	
社債券 合計	20,200,000,000	18,358,385,900	
合計	41,137,664,000	34,660,889,643	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年12月 1日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	7,127,694
コール・ローン	15,911,507
国債証券	8,059,163,605
派生商品評価勘定	645,958
未収入金	524,845,206
未収利息	61,855,456
前払費用	5,843,641
流動資産合計	8,675,393,067
資産合計	8,675,393,067
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	649,368
未払金	532,199,460
未払解約金	1,540,000
流動負債合計	534,388,828
負債合計	534,388,828
純資産の部	
元本等	
元本	4,290,625,935
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,850,378,304
元本等合計	8,141,004,239
純資産合計	8,141,004,239
負債純資産合計	8,675,393,067

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	（1）国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 （2）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
-------------------	---

2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3.費用・収益の計上基準	（1）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （2）為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。
（その他の注記）

2025年12月 1日現在	
1. 元本の移動	
期首	2024年12月 3日
期首元本額	4,584,488,945円
期末元本額	4,290,625,935円
期中追加設定元本額	100,328,338円
期中一部解約元本額	394,191,348円
元本の内訳※	
資産形成ファンド	386,323,310円
明治安田外国債券パッシブPファンド（適格機関投資家私募）	3,904,302,625円
2. 1口当たり純資産額	1.8974円
（10,000口当たり純資産額）	（18,974円）

（注）※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	1,750,000.00	1,534,531.25	
		US TREASURY N/B 1.375%	770,000.00	722,837.50	
		US TREASURY N/B 1.625%	690,000.00	375,079.68	
		US TREASURY N/B 1.875%	970,000.00	555,097.66	
		US TREASURY N/B 2.25%	260,000.00	175,621.87	
		US TREASURY N/B 2.375%	1,550,000.00	1,494,296.87	
		US TREASURY N/B 2.375%	130,000.00	86,023.43	
		US TREASURY N/B 2.75%	270,000.00	211,823.43	
		US TREASURY N/B 2.75%	80,000.00	58,668.75	
		US TREASURY N/B 2.875%	1,860,000.00	1,832,971.87	
		US TREASURY N/B 3.125%	280,000.00	236,075.00	
		US TREASURY N/B 3.25%	2,500,000.00	2,488,867.20	
		US TREASURY N/B 3.375%	280,000.00	227,609.37	
		US TREASURY N/B 3.5%	200,000.00	199,945.31	
		US TREASURY N/B 3.625%	320,000.00	267,150.00	
		US TREASURY N/B 3.75%	450,000.00	450,966.79	
		US TREASURY N/B 3.75%	500,000.00	447,656.25	
		US TREASURY N/B 3.875%	1,590,000.00	1,604,968.34	
		US TREASURY N/B 3.875%	1,500,000.00	1,518,164.07	
		US TREASURY N/B 3.875%	400,000.00	402,437.50	
		US TREASURY N/B 3%	650,000.00	515,175.78	

		US TREASURY N/B 3%	220,000.00	173,576.56	
		US TREASURY N/B 3%	210,000.00	164,374.21	
		US TREASURY N/B 4.125%	1,480,000.00	1,513,357.80	
		US TREASURY N/B 4.25%	1,600,000.00	1,613,312.48	
		US TREASURY N/B 4.25%	1,290,000.00	1,318,924.22	
		US TREASURY N/B 4.25%	70,000.00	71,378.12	
		US TREASURY N/B 4.5%	500,000.00	485,878.90	
		US TREASURY N/B 4.625%	1,310,000.00	1,372,736.72	
		US TREASURY N/B 4.625%	60,000.00	59,510.15	
		US TREASURY N/B 4.625%	400,000.00	397,343.75	
		US TREASURY N/B 4%	880,000.00	887,184.36	
		US TREASURY N/B 5%	320,000.00	347,000.00	
米ドル合計			25,340,000.00	23,810,545.19 (3,711,349,678)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 1.25%	180,000.00	169,032.60	
		CANADA-GOV'T 1.5%	30,000.00	27,715.50	
		CANADA-GOV'T 2.75%	385,000.00	386,655.50	
		CANADA-GOV'T 2.75%	200,000.00	164,998.00	
		CANADA-GOV'T 2%	200,000.00	188,930.00	
		CANADA-GOV'T 3.25%	200,000.00	202,226.00	
		CANADA-GOV'T 3.5%	50,000.00	50,194.00	
		CANADA-GOV'T 5.75%	190,000.00	209,967.10	
		CANADA-GOV'T 5%	30,000.00	34,991.10	
カナダドル合計			1,465,000.00	1,434,709.80 (160,027,531)	
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 10%	1,270,000.00	1,367,710.62	
		MEXICAN BONOS 7.5%	1,600,000.00	1,507,265.60	
		MEXICAN BONOS 8.5%	4,070,000.00	4,131,949.47	
		MEXICAN BONOS 8%	1,020,000.00	897,142.02	
		MEXICAN BONOS 8%	510,000.00	445,205.01	
メキシコペソ合計			8,470,000.00	8,349,272.72 (71,149,162)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0.4%	30,000.00	19,050.00	
		BELGIAN 0291 5.5%	80,000.00	85,956.00	
		BELGIAN 0331 3.75%	70,000.00	68,712.00	
		BELGIAN 0335 1%	130,000.00	118,885.00	
		BELGIAN 0338 2.25%	50,000.00	32,885.00	
		BELGIAN 0340 2.15%	80,000.00	47,712.00	
		BELGIAN 0347 0.9%	80,000.00	76,092.00	
		BELGIAN GOVT 1.25%	190,000.00	169,803.00	
		BELGIAN GOVT 1.45%	50,000.00	40,715.00	
		BTPS 0.6%	520,000.00	460,980.00	
		BTPS 1.45%	420,000.00	349,314.00	
		BTPS 2.15%	160,000.00	95,616.00	

BTPS 2.2%	510,000.00	511,071.00	
BTPS 2.45%	560,000.00	536,200.00	
BTPS 3.85%	240,000.00	231,312.00	
BTPS 4.75%	210,000.00	223,650.00	
BTPS 5.25%	540,000.00	596,106.00	
BTPS 5%	50,000.00	56,925.00	
DEUTSCHLAND REP 0.5%	700,000.00	682,591.00	
DEUTSCHLAND REP 0%	560,000.00	517,484.80	
DEUTSCHLAND REP 0%	50,000.00	37,495.00	
DEUTSCHLAND REP 0%	280,000.00	116,718.00	
DEUTSCHLAND REP 1.25%	170,000.00	115,503.10	
DEUTSCHLAND REP 1.7%	250,000.00	238,870.00	
DEUTSCHLAND REP 2.2%	350,000.00	340,217.50	
DEUTSCHLAND REP 2.5%	180,000.00	163,035.00	
DEUTSCHLAND REP 4.25%	170,000.00	194,080.50	
DEUTSCHLAND REP 4.75%	130,000.00	151,570.90	
FINNISH GOV'T 0.125%	120,000.00	103,740.00	
FINNISH GOV'T 0.125%	55,000.00	40,392.00	
FINNISH GOV'T 2.625%	50,000.00	44,795.00	
FINNISH GOV'T 2.75%	40,000.00	40,634.00	
FRANCE O.A.T. 0.25%	480,000.00	471,360.00	
FRANCE O.A.T. 0.75%	200,000.00	190,750.00	
FRANCE O.A.T. 0%	510,000.00	461,856.00	
FRANCE O.A.T. 1.25%	705,000.00	602,916.00	
FRANCE O.A.T. 1.25%	340,000.00	258,400.00	
FRANCE O.A.T. 1.5%	60,000.00	35,466.00	
FRANCE O.A.T. 2.5%	250,000.00	251,382.50	
FRANCE O.A.T. 2%	400,000.00	375,140.00	
FRANCE O.A.T. 3.25%	310,000.00	278,535.00	
FRANCE O.A.T. 4%	300,000.00	286,170.00	
IRISH GOVT 2.4%	150,000.00	149,415.00	
IRISH GOVT 2%	67,000.00	53,586.60	
NETHERLANDS GOVT 0.5%	20,000.00	17,312.00	
NETHERLANDS GOVT 0%	80,000.00	71,812.00	
NETHERLANDS GOVT 2.5%	120,000.00	118,716.00	
NETHERLANDS GOVT 2.75%	80,000.00	72,752.00	
NETHERLANDS GOVT 2%	40,000.00	29,544.00	
NETHERLANDS GOVT 3.75%	35,000.00	37,324.00	
NETHERLANDS GOVT 4%	105,000.00	115,353.00	
NETHERLANDS GOVT 5.5%	70,000.00	74,914.00	
PORTUGUESE OT'S 0.7%	145,000.00	141,628.75	
PORTUGUESE OT'S 1%	70,000.00	37,856.00	
PORTUGUESE OT'S 2.875%	100,000.00	99,400.00	

		REP OF AUSTRIA 0.9%	50,000.00	45,010.00			
		REP OF AUSTRIA 0%	30,000.00	27,147.00			
		REP OF AUSTRIA 2.4%	20,000.00	19,256.00			
		REP OF AUSTRIA 2.9%	80,000.00	80,768.00			
		REP OF AUSTRIA 3.15%	54,000.00	51,289.20			
		REP OF AUSTRIA 3.8%	70,000.00	70,616.00			
		REP OF AUSTRIA 4.15%	44,000.00	48,158.00			
		REP OF AUSTRIA 6.25%	150,000.00	159,927.00			
		SPANISH GOV'T 1.85%	320,000.00	286,048.00			
		SPANISH GOV'T 2.5%	450,000.00	452,610.00			
		SPANISH GOV'T 2.7%	340,000.00	343,196.00			
		SPANISH GOV'T 3.45%	130,000.00	113,646.00			
		SPANISH GOV'T 4.9%	130,000.00	149,630.00			
		SPANISH GOV'T 5.15%	80,000.00	86,504.00			
		SPANISH GOV'T 5.15%	220,000.00	262,130.00			
		SPANISH GOV'T 5.75%	165,000.00	194,914.50			
		ユーロ合計			14,045,000.00	13,130,549.35 (2,374,922,460)	
		イギリス ポンド	国債証券	TREASURY 3.25%	380,000.00	298,148.00	
TREASURY 4.25%	135,000.00			131,719.50			
TREASURY 4.75%	250,000.00			260,275.00			
UK TSY GILT 0.125%	250,000.00			232,425.00			
UK TSY GILT 0.5%	350,000.00			317,065.00			
UK TSY GILT 2.5%	80,000.00			44,632.00			
UK TSY GILT 3.25%	460,000.00			432,814.00			
UK TSY GILT 3.75%	180,000.00			163,800.00			
UK TSY GILT 4.75%	45,000.00			43,348.50			
UK TSY GILT 4%	420,000.00			342,888.00			
イギリスポンド合計			2,550,000.00	2,267,115.00 (467,977,878)			
スウェー デンク ローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 0.75%	310,000.00	300,424.10			
		SWEDISH GOVRNMNT 2.25%	300,000.00	296,010.00			
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	250,000.00	266,757.50			
スウェーデンクローナ合計			860,000.00	863,191.60 (14,234,029)			
ノル ウェー クロー ネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	630,000.00	563,031.00			
		NORWEGIAN GOV'T 1.75%	550,000.00	535,793.50			
ノルウェークローネ合計			1,180,000.00	1,098,824.50 (16,921,897)			
デンマ ーク クロー ネ	国債証券	DENMARK - BULLET 0.25%	200,000.00	100,440.00			
		DENMARK - BULLET 0.5%	350,000.00	330,155.00			
		DENMARK - BULLET 4.5%	260,000.00	311,428.00			
デンマーククローネ合計			810,000.00	742,023.00 (17,971,797)			

ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	320,000.00	311,552.00	
		POLAND GOVT BOND 5.75%	730,000.00	764,164.00	
		POLAND GOVT BOND 6%	200,000.00	213,980.00	
ポーランドズロチ合計			1,250,000.00	1,289,696.00 (55,080,078)	
オースト ラリアド ル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1.75%	50,000.00	26,144.50	
		AUSTRALIAN GOVT. 1%	180,000.00	150,142.86	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	60,000.00	58,803.54	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	190,000.00	164,160.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	40,000.00	31,066.16	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	240,000.00	234,876.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.75%	200,000.00	190,661.20	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.75%	40,000.00	37,012.60	
		AUSTRALIAN GOVT. 3%	41,000.00	30,247.83	
オーストラリアドル合計			1,041,000.00	923,114.69 (94,111,542)	
ニュー ジーラン ドドル	国債証券	NEW ZEALAND GVT 0.25%	50,000.00	46,580.65	
		NEW ZEALAND GVT 1.5%	140,000.00	124,033.00	
		NEW ZEALAND GVT 2.75%	80,000.00	53,232.00	
ニュージーランドドル合計			270,000.00	223,845.65 (19,991,655)	
シンガ ポールド ル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.75%	120,000.00	127,224.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.75%	70,000.00	75,894.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.875%	80,000.00	84,072.00	
シンガポールドル合計			270,000.00	287,190.00 (34,540,341)	
マレーシ アリン ギット	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.844%	290,000.00	296,793.54	
		MALAYSIA GOVT 4.498%	460,000.00	483,952.66	
		MALAYSIA GOVT 4.935%	280,000.00	319,647.44	
マレーシアリングット合計			1,030,000.00	1,100,393.64 (41,555,155)	
イスラエ ルシュケ ル	国債証券	(DIRTY)ISRAEL FIXED 1.3%	330,000.00	286,340.65	
		(DIRTY)ISRAEL FIXED 1.5%	180,000.00	140,421.54	
		(DIRTY)ISRAEL FIXED 2.25	350,000.00	337,405.27	
イスラエルシュケル合計			860,000.00	764,167.46 (36,542,564)	
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 1.42%	6,400,000.00	6,399,833.60	
		CHINA GOVT BOND 1.49%	3,000,000.00	2,970,843.00	
		CHINA GOVT BOND 1.79%	3,950,000.00	3,977,571.00	
		CHINA GOVT BOND 1.83%	2,550,000.00	2,547,926.85	
		CHINA GOVT BOND 1.85%	9,550,000.00	9,597,492.15	
		CHINA GOVT BOND 1.92%	900,000.00	849,467.70	
		CHINA GOVT BOND 2.04%	4,100,000.00	4,171,672.10	
		CHINA GOVT BOND 2.8%	4,650,000.00	4,899,928.20	

	CHINA GOVT BOND 3.12%	1,020,000.00	1,206,446.82	
	CHINA GOVT BOND 3.29%	3,550,000.00	3,786,721.10	
	CHINA GOVT BOND 4.08%	1,760,000.00	2,353,957.76	
人民元合計		41,430,000.00	42,761,860.28 (942,787,838)	
合計			8,059,163,605 (8,059,163,605)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券 33銘柄	45.6%	46.0%
カナダドル	国債証券 9銘柄	2.0%	2.0%
メキシコペソ	国債証券 5銘柄	0.9%	0.9%
ユーロ	国債証券 71銘柄	29.2%	29.5%
イギリスポンド	国債証券 10銘柄	5.7%	5.8%
スウェーデンクローナ	国債証券 3銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	0.2%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券 3銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 3銘柄	0.7%	0.7%
オーストラリアドル	国債証券 9銘柄	1.2%	1.2%
ニュージーランドドル	国債証券 3銘柄	0.2%	0.2%
シンガポールドル	国債証券 3銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券 3銘柄	0.5%	0.5%
イスラエルシェケル	国債証券 3銘柄	0.4%	0.5%
人民元	国債証券 11銘柄	11.6%	11.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2025年12月 1日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	533,261,456	-	533,907,414	645,958
	米ドル	275,645,786	-	276,084,084	438,298
	ユーロ	52,989,378	-	53,022,478	33,100
	イギリスポンド	9,352,505	-	9,370,485	17,980
	スウェーデンクローナ	4,978,057	-	4,980,866	2,809
	人民元	190,295,730	-	190,449,501	153,771
	売建	527,841,392	-	528,490,760	△649,368
	米ドル	295,619,372	-	296,089,429	△470,057
	ユーロ	40,912,022	-	40,937,578	△25,556
	スウェーデンクローナ	3,429,767	-	3,431,703	△1,936
	人民元	187,880,231	-	188,032,050	△151,819
	合計	1,061,102,848	-	1,062,398,174	△3,410

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

- （１） 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【資産形成ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第17期計算期間末 2025年12月 1日現在	第18期中間計算期間末 2026年 6月 1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	197,492,691	200,977,296
親投資信託受益証券	5,802,747,209	6,000,002,719
未収入金	4,790,000	-
未収利息	2,457	3,881
流動資産合計	6,005,032,357	6,200,983,896
資産合計	6,005,032,357	6,200,983,896
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,611,234	-
未払解約金	3,445,119	487,086
未払受託者報酬	1,593,362	1,649,465
未払委託者報酬	13,543,510	14,020,434
その他未払費用	159,276	164,891
流動負債合計	22,352,501	16,321,876
負債合計	22,352,501	16,321,876
純資産の部		
元本等		
元本	1,805,617,120	1,734,226,040
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,177,062,736	4,450,435,980
（分配準備積立金）	2,223,574,230	2,077,890,377
元本等合計	5,982,679,856	6,184,662,020
純資産合計	5,982,679,856	6,184,662,020
負債純資産合計	6,005,032,357	6,200,983,896

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日	第18期中間計算期間 自 2025年12月 2日 至 2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	335,784	606,827
有価証券売買等損益	14,634,193	459,425,510
営業収益合計	14,969,977	460,032,337
営業費用		
受託者報酬	1,524,367	1,649,465
委託者報酬	12,957,036	14,020,434
その他費用	152,380	164,891
営業費用合計	14,633,783	15,834,790
営業利益又は営業損失（△）	336,194	444,197,547
経常利益又は経常損失（△）	336,194	444,197,547
中間純利益又は中間純損失（△）	336,194	444,197,547
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,347,644	10,585,752
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,791,978,546	4,177,062,736
剰余金増加額又は欠損金減少額	118,111,186	116,625,465
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	118,111,186	116,625,465
剰余金減少額又は欠損金増加額	231,386,357	276,864,016
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	231,386,357	276,864,016
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,677,691,925	4,450,435,980

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当中間計算期間は、2025年12月 2日から2026年 6月 1日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第17期計算期間末 2025年12月 1日現在	第18期中間計算期間末 2026年 6月 1日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,805,617,120口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,734,226,040口
2. 1口当たり純資産額 3.3134円 (10,000口当たり純資産額) (33,134円)	2. 1口当たり純資産額 3.5662円 (10,000口当たり純資産額) (35,662円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日	第18期中間計算期間 自 2025年12月 2日 至 2026年 6月 1日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田アジア株式マザーファンド) 年率0.55%	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドが投資する親投資信託受益証券の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額 (明治安田アジア株式マザーファンド) 年率0.55%

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第17期計算期間末 2025年12月 1日現在	第18期中間計算期間末 2026年 6月 1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第17期計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年12月 1日	第18期中間計算期間 自 2025年12月 2日 至 2026年 6月 1日
期首元本額	1,928,997,394円	1,805,617,120円
期中追加設定元本額	107,032,740円	48,253,230円
期中一部解約元本額	230,413,014円	119,644,310円

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アジア株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2026年 6月 1日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	61,046,723
株式	5,540,942,450
未収入金	452,399,021
未収配当金	51,230,302
未収利息	1,178
流動資産合計	6,105,619,674
資産合計	6,105,619,674
負債の部	
流動負債	
未払金	401,588,408
未払解約金	790,000
流動負債合計	402,378,408
負債合計	402,378,408
純資産の部	
元本等	
元本	1,588,992,430
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	4,114,248,836
元本等合計	5,703,241,266
純資産合計	5,703,241,266
負債純資産合計	6,105,619,674

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2026年 6月 1日現在

1. 元本の移動	
期首	2025年12月 2日
期首元本額	1,755,431,671円
期末元本額	1,588,992,430円
期中追加設定元本額	61,540,955円
期中一部解約元本額	227,980,196円
元本の内訳※	
明治安田日本株式ファンド	504,161,626円
明治安田ライフプランファンド20	60,009,866円
明治安田ライフプランファンド50	223,186,914円
明治安田ライフプランファンド70	262,618,009円
資産形成ファンド	522,984,661円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	2,947,371円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	3,588,124円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	9,495,859円
2. 1口当たり純資産額	3.5892円
(10,000口当たり純資産額)	(35,892円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田アメリカ株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2026年 6月 1日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	18,645,532
コール・ローン	60,440,781
株式	8,208,813,475
投資証券	153,141,222
派生商品評価勘定	1,876,246
未収配当金	6,858,558
未収利息	1,167
差入委託証拠金	44,363,059
流動資産合計	8,494,140,040
資産合計	8,494,140,040
負債の部	
流動負債	
未払解約金	11,110,000
流動負債合計	11,110,000
負債合計	11,110,000
純資産の部	
元本等	
元本	723,744,203
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	7,759,285,837
元本等合計	8,483,030,040
純資産合計	8,483,030,040
負債純資産合計	8,494,140,040

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。 (3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。 (4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(3) 派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(4) 為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2026年 6月 1日現在

1. 元本の移動	
期首	2025年12月 2日
期首元本額	624,037,872円
期末元本額	723,744,203円
期中追加設定元本額	163,170,545円
期中一部解約元本額	63,464,214円
元本の内訳※	
明治安田アメリカ株式ファンド	439,036,019円
明治安田ライフプランファンド20	3,054,744円
明治安田ライフプランファンド50	22,829,711円
明治安田ライフプランファンド70	30,232,415円
フコク株25大河	11,424,367円
フコク株50大河	33,686,837円
フコク株75大河	60,471,932円
資産形成ファンド	112,816,641円
明治安田VAアメリカ株式ファンド（適格機関投資家専用）	8,528,794円
明治安田VALライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	153,511円
明治安田VALライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	373,892円
明治安田VALライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	1,135,340円
2. 1口当たり純資産額	11.7210円
(10,000口当たり純資産額)	(117,210円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田欧州株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2026年 6月 1日現在

資産の部	
流動資産	
預金	38,096,140
コール・ローン	8,061,742
株式	3,184,279,036
投資証券	35,074,844
派生商品評価勘定	1,990,274
未収入金	1,480,164
未収配当金	5,730,558
未収利息	155
差入委託証拠金	39,939,021
流動資産合計	3,314,651,934
資産合計	3,314,651,934
負債の部	
流動負債	
未払解約金	590,000
流動負債合計	590,000
負債合計	590,000
純資産の部	
元本等	
元本	587,647,364
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,726,414,570
元本等合計	3,314,061,934
純資産合計	3,314,061,934

2026年 6月 1日現在

負債純資産合計

3,314,651,934

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。 (3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。 (4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2026年 6月 1日現在

1. 元本の移動	
期首	2025年12月 2日
期首元本額	559,585,043円
期末元本額	587,647,364円
期中追加設定元本額	113,013,283円
期中一部解約元本額	84,950,962円
元本の内訳※	
明治安田欧州株式ファンド	278,069,364円
明治安田ライフプランファンド20	6,299,360円
明治安田ライフプランファンド50	47,083,673円
明治安田ライフプランファンド70	62,434,153円
フコク株25大河	15,072,737円
フコク株50大河	44,857,814円
フコク株75大河	79,765,964円
資産形成ファンド	44,121,516円
明治安田VA欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	6,648,809円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	305,356円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	743,302円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	2,245,316円
2. 1口当たり純資産額	5.6395円
(10,000口当たり純資産額)	(56,395円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

貸借対照表

(単位：円)

2026年 6月 1日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	31,428,525
コール・ローン	117,711,900
株式	16,207,065,339
未収入金	289,943,269
未収配当金	19,300,899
未収利息	2,273
流動資産合計	16,665,452,205
資産合計	16,665,452,205
負債の部	
流動負債	
未払金	281,877,285
未払解約金	17,640,000
流動負債合計	299,517,285
負債合計	299,517,285
純資産の部	
元本等	
元本	820,420,199
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	15,545,514,721
元本等合計	16,365,934,920
純資産合計	16,365,934,920
負債純資産合計	16,665,452,205

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。 (3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3.費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2026年 6月 1日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年12月 2日
期首元本額	828,525,605円
期末元本額	820,420,199円
期中追加設定元本額	29,261円
期中一部解約元本額	8,134,667円
元本の内訳※	

資産形成ファンド	3,759,402円
明治安田V Aアジア株式ファンド（適格機関投資家専用）	816,660,797円
2. 1口当たり純資産額	19.9482円
(10,000口当たり純資産額)	(199,482円)

（注）＊は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2026年 6月 1日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,213,861,007
国債証券	12,926,857,840
地方債証券	387,278,040
特殊債券	2,247,102,514
社債券	17,831,589,300
未収入金	1,244,170,010
未収利息	158,241,712
前払費用	19,622,354
流動資産合計	36,028,722,777
資産合計	36,028,722,777
負債の部	
流動負債	
未払金	2,056,965,370
未払解約金	1,420,000
流動負債合計	2,058,385,370
負債合計	2,058,385,370
純資産の部	
元本等	
元本	26,910,405,407
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	7,059,932,000
元本等合計	33,970,337,407
純資産合計	33,970,337,407
負債純資産合計	36,028,722,777

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

2026年 6月 1日現在	
1. 元本の移動	
期首	2025年12月 2日
期首元本額	26,630,985,460円
期末元本額	26,910,405,407円
期中追加設定元本額	578,973,829円
期中一部解約元本額	299,553,882円
元本の内訳※	
明治安田日本債券ファンド	23,690,025,261円
明治安田ライフプランファンド20	699,498,335円
明治安田ライフプランファンド50	667,838,418円
明治安田ライフプランファンド70	313,230,640円

2026年 6月 1日現在	
資産形成ファンド	1,485,376,414円
明治安田VA日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,966,855円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	31,769,177円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	9,976,032円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	10,724,275円
2. 1口当たり純資産額	1.2623円
（10,000口当たり純資産額）	（12,623円）

（注）＊は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
2026年 6月 1日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	65,896,507
コール・ローン	17,814,251
国債証券	9,570,316,147
派生商品評価勘定	69,388
未収入金	403,541,706
未収利息	67,839,606
前払費用	15,159,644
流動資産合計	10,140,637,249
資産合計	10,140,637,249
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	72,679
未払金	399,292,362
流動負債合計	399,365,041
負債合計	399,365,041
純資産の部	
元本等	
元本	4,965,616,429
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	4,775,655,779
元本等合計	9,741,272,208
純資産合計	9,741,272,208
負債純資産合計	10,140,637,249

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	（1）国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 （2）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	（1）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （2）為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

2026年 6月 1日現在	
1. 元本の移動	

2026年 6月 1日現在	
期首	2025年12月 2日
期首元本額	4,290,625,935円
期末元本額	4,965,616,429円
期中追加設定元本額	842,094,453円
期中一部解約元本額	167,103,959円
元本の内訳※	
資産形成ファンド	306,762,037円
明治安田外国債券パッシブPファンド（適格機関投資家私募）	4,658,854,392円
2. 1口当たり純資産額	1.9617円
(10,000口当たり純資産額)	(19,617円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】 (2026年6月30日現在)

【純資産額計算書】

資産形成ファンド

I 資産総額	6,147,610,723円
II 負債総額	4,843,665円
III 純資産総額（I－II）	6,142,767,058円
IV 発行済口数	1,722,792,633口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.5656円
（1万口当たり純資産額）	（35,656円）

（参考）

純資産額計算書

明治安田日本株式マザーファンド

I 資産総額	6,049,074,129円
II 負債総額	432,001,686円
III 純資産総額（I－II）	5,617,072,443円
IV 発行済口数	1,586,537,367口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.5405円
（1万口当たり純資産額）	（35,405円）

明治安田アメリカ株式マザーファンド

I 資産総額	8,621,902,793円
II 負債総額	97,797,504円
III 純資産総額（I－II）	8,524,105,289円
IV 発行済口数	720,647,216口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	11.8284円
（1万口当たり純資産額）	（118,284円）

明治安田欧州株式マザーファンド

I 資産総額	3,506,252,982円
II 負債総額	115,371,662円
III 純資産総額（I－II）	3,390,881,320円
IV 発行済口数	585,492,191口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	5.7915円
（1万口当たり純資産額）	（57,915円）

明治安田アジア株式マザーファンド

I 資産総額	15,674,846,907円
II 負債総額	54,575,552円

III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,620,271,355円
IV 発行済口数	819,292,009口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	19.0656円
（1万口当たり純資産額）	（190,656円）

明治安田日本債券マザーファンド

I 資産総額	35,691,251,856円
II 負債総額	1,787,577,210円
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	33,903,674,646円
IV 発行済口数	26,816,188,843口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2643円
（1万口当たり純資産額）	（12,643円）

明治安田外国債券インデックス・マザーファンド

I 資産総額	9,842,415,168円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,842,415,168円
IV 発行済口数	4,947,378,494口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9894円
（1万口当たり純資産額）	（19,894円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等にお

いて、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円
 会社が発行する株式総数： 33,220株
 発行済株式総数： 18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。
4. プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年6月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	156 本	2,058,011,624,157 円
	単位型	22 本	450,127,387,109 円
公社債投資信託	単位型	15 本	19,274,900,562 円
合計		193 本	2,527,413,911,828 円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,552,621	10,375,005
前払費用	234,646	279,572
未収委託者報酬	1,826,296	2,102,980
未収運用受託報酬	405,189	494,397
未収投資助言報酬	2,915	1,089
その他	4,723	4,431
流動資産合計	12,026,392	13,257,477
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ ¹ 507,278	※ ¹ 454,997
器具備品	※ ¹ 163,332	※ ¹ 170,135
建設仮勘定	5,198	11,361
有形固定資産合計	675,809	636,495
無形固定資産		
ソフトウェア	184,197	130,799
ソフトウェア仮勘定	-	14,365
無形固定資産合計	184,197	145,164
投資その他の資産		
投資有価証券	1,913	3,019
長期差入保証金	300,000	300,622
長期前払費用	1,624	54,719
前払年金費用	505,299	637,419
投資その他の資産合計	808,836	995,780
固定資産合計	1,668,843	1,777,440
資産合計	13,695,236	15,034,918

(単位：千円)		
	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	2,114,281	2,907,550
未払金	1,123,545	1,300,651
未払手数料	719,561	795,489
その他未払金	403,984	505,162
未払費用	46,646	49,264

未払法人税等	196,044	271,760
未払消費税等	116,556	117,525
賞与引当金	196,498	214,264
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,797,972	4,865,416
固定負債		
資産除去債務	229,506	229,997
繰延税金負債	28,269	58,368
固定負債合計	257,775	288,366
負債合計	4,055,748	5,153,783
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,949,722	2,191,297
利益剰余金合計	5,124,763	5,366,338
株主資本合計	9,639,547	9,881,122
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△59	13
評価・換算差額等合計	△59	13
純資産合計	9,639,487	9,881,135
負債・純資産合計	13,695,236	15,034,918

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,777,428	9,347,998
受入手数料	45,394	49,148
運用受託報酬	2,378,824	2,519,684
投資助言報酬	21,832	7,196
その他収益	12,000	22,570
営業収益合計	11,235,478	11,946,597
営業費用		
支払手数料	2,660,380	2,952,595
広告宣伝費	36,916	44,270
公告費	450	-
調査費	2,547,977	2,650,403
調査費	1,225,558	1,408,943
委託調査費	1,322,418	1,241,459
委託計算費	494,351	511,197
営業雑経費	121,497	116,377
通信費	15,212	12,023
印刷費	86,903	84,633
協会費	11,119	10,343
諸会費	8,261	9,375

営業雑費	0	0
営業費用合計	5,861,573	6,274,843
一般管理費		
給料	2,198,223	2,252,807
役員報酬	102,855	83,952
給料・手当	1,587,532	1,602,890
賞与	475,077	534,911
その他報酬給与	32,758	31,053
賞与引当金繰入	157,354	182,701
法定福利費	354,122	359,508
福利厚生費	35,350	30,187
交際費	3,048	3,578
寄付金	39,333	48,534
旅費交通費	18,859	22,497
租税公課	77,795	80,171
不動産賃借料	444,213	469,487
退職給付費用	42,092	△57,156
固定資産減価償却費	206,057	199,649
事務委託費	507,633	511,059
諸経費	68,448	73,374
一般管理費合計	4,152,535	4,176,402
営業利益	1,221,369	1,495,352

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取利息	5,793	14,738
受取配当金	160	6
投資有価証券売却益	-	201
投資有価証券償還益	128	-
保険契約返戻金・配当金	※12,155	※11,999
為替差益	-	609
雑益	1,798	6,075
営業外収益合計	10,036	23,630
営業外費用		
投資有価証券売却損	7	-
投資有価証券償還損	173	-
為替差損	524	-
雑損失	268	6,847
営業外費用合計	973	6,847
経常利益	1,230,432	1,512,134
特別損失		
減損損失	14,968	-
税引前当期純利益	1,215,464	1,512,134
法人税、住民税及び事業税	329,874	389,785
法人税等調整額	34,874	30,066
法人税等合計	364,748	419,851
当期純利益	850,715	1,092,283

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848
当期変動額					
剰余金の配当			△913,016	△913,016	△913,016
当期純利益			850,715	850,715	850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△62,300	△62,300	△62,300
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△23	△23	9,701,824
当期変動額			
剰余金の配当			△913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△36	△36	△36
当期変動額合計	△36	△36	△62,337
当期末残高	△59	△59	9,639,487

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547
当期変動額					
剰余金の配当			△850,708	△850,708	△850,708
当期純利益			1,092,283	1,092,283	1,092,283
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	241,574	241,574	241,574
当期末残高	83,040	3,092,001	2,191,297	5,366,338	9,881,122

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△59	△59	9,639,487
当期変動額			
剰余金の配当			△850,708
当期純利益			1,092,283
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	72	72	72
当期変動額合計	72	72	241,647
当期末残高	13	13	9,881,135

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号2024年9月13日企業会計基準委員会）等
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日企業会計基準委員会）等

(1) 概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	218,091千円	265,532千円
器具備品	398,589千円	474,654千円

（損益計算書関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,155千円	1,999千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	819,204,738円	43,374円00銭	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1年内	455,285	452,599
1年超	1,965,429	1,513,851
合計	2,420,715	1,966,450

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,913	1,913	-
(2) 長期差入保証金	300,000	253,900	△46,099
資産計	301,913	255,813	△46,099

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,019	3,019	-
(2) 長期差入保証金	300,622	240,256	△60,365
資産計	303,641	243,275	△60,365

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	970	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	-	-	300,970	-

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	1,933	-
長期差入保証金	-	300,622	-	-
合計	-	300,622	1,933	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913
資産計	-	1,913	-	1,913

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,019	-	3,019
資産計	-	3,019	-	3,019

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900
資産計	-	-	253,900	253,900

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	240,256	240,256
資産計	-	-	240,256	240,256

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	△87
小計	1,913	2,000	△87
合計	1,913	2,000	△87

当事業年度（2026年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,086	1,000	86
小計	1,086	1,000	86
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,933	2,000	△67
小計	1,933	2,000	△67
合計	3,019	3,000	19

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	992	-	7

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	1,201	201	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△474,192	千円
退職給付費用	42,092	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,199	〃
前払年金費用の期末残高	△505,299	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	△1,289,647	〃
	△505,572	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△505,299	〃

前払年金費用	△505,299	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△505,299	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 42,092 千円

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△505,299	千円
退職給付費用	△57,156	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△74,964	〃
前払年金費用の期末残高	△637,419	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	823,980	千円
年金資産	△1,461,672	〃
	△637,692	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△637,419	〃
前払年金費用	△637,419	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△637,419	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 △57,156 千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	60,357	千円	67,536	千円
未払事業税	12,282	〃	20,744	〃
資産除去債務	72,340	〃	72,495	〃
ソフトウェア	72,897	〃	73,943	〃
その他	36,191	〃	26,390	〃
繰延税金資産小計	254,068	〃	261,109	〃
評価性引当額	△72,340	〃	△72,495	〃
繰延税金資産合計	181,728	〃	188,613	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△50,727	〃	△46,062	〃
前払年金費用	△159,270	〃	△200,914	〃
その他	-	〃	△5	〃
繰延税金負債合計	△209,997	〃	△246,982	〃
繰延税金資産の純額	△28,269	〃	△58,368	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
法定実効税率	-	%	30.62	%
(調整)				
税額控除	-	〃	△2.74	〃
その他	-	〃	△0.11	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	〃	27.77	〃

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（15年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	229,016 千円	229,506 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- //	- //
時の経過による調整額	490 //	491 //
資産除去債務の履行による減少額	- //	- //
期末残高	229,506 //	229,997 //

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。
- 収益を理解するための基礎となる情報
「注記事項（重要な会計方針）」の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	9,347,998	49,148	2,519,684	7,196	22,570	11,946,597

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	-	生命保険業	(被所有)直接100	資産運用のサービスの提供、商品の販売	運用受託報酬	503,648	未収運用受託報酬	268,290
							支払手数料	648,559	未払手数料	230,821

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	-	生命保険業	(被所有)直接100	資産運用のサービスの提供、商品の販売	運用受託報酬	603,781	未収運用受託報酬	361,519
							支払手数料	703,227	未払手数料	237,569

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	510,376円85銭	523,171円23銭
1株当たり当期純利益金額	45,042円38銭	57,832円53銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,639,487	9,881,135
普通株式に係る純資産額（千円）	9,639,487	9,881,135
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益（千円）	850,715	1,092,283

普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	850,715	1,092,283
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

（2026年3月31日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2026年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	
マネックス証券株式会社	13,195	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
松井証券株式会社	11,945	

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

＜明治安田アジア株式マザーファンド＞

(2026年3月31日現在)

名称	資本金の額 (香港ドル)	事業の内容
ベアリング・アセット・マネジメント (アジア) リミテッド	1,242,722,890	香港において、内外の有価証券等にかかる投資顧問業、投資信託業およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

(参考情報：再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額および事業の内容

(2026年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）

を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
 - ・詳細情報の入手方法
 - ①委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）、電話番号および受付時間等
 - ②請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。
 - ①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」

「投資信託説明書（交付目論見書）」

「投資信託説明書（請求目論見書）」

- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 輪 登 信

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 林 広 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査

人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月6日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長澤 茂宣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている資産形成ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、資産形成ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月31日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員 長澤 茂宣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている資産形成ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、資産形成ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積り

の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。